

第7期 芳賀町障がい者福祉計画

障害者計画

第7期障害福祉計画

第3期障害児福祉計画

令和6年度～令和8年度



令和6年3月

芳賀町

はじめに



本町では令和3年3月に、令和3年度から3年間を計画期間とする「第6期芳賀町障がい者福祉計画」を策定し、「自分らしくいきいきと輝いて暮らせるまち」を基本目標とし、障がい者福祉施策を推進してきたところであります。

その間にも障がい者を取り巻く環境は、高齢化など社会構造の変化を背景に複雑化しており、また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正等も行われており、今後一層総合的かつ計画的な取り組みが必要になっています。

本町ではこのような状況を踏まえ、「第6期芳賀町障がい者福祉計画」の計画期間が令和5年度で終了するにあたり、「障害者基本法」等の主旨を踏まえ、「だれもが安心して暮らせるまち」を新たな基本目標とし、「第7期芳賀町障がい者福祉計画」を策定いたしました。

本計画では基本目標実現のため、「地域で暮らすための生活支援の充実」、「保健・療育等の充実」、「暮らしやすいまちづくり」、「社会参加の促進」、「権利擁護の推進」の5つの基本施策を柱として、各種の施策に取り組むことにしました。

障がいがある人もない人も、芳賀町に暮らす全ての人が等しく尊重され、地域において安心して暮らし、自分の力を発揮できるまちづくりを進めるため、施策を推進してまいりますので、町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました芳賀町障害者計画等審議会の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリック・コメントを通して貴重なご意見をいただきました町民の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和6年3月

芳賀町長 **大関 一雄**

【目次】

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 障がい者に関する法律や制度の動向	2
3. 障がい者福祉計画の考え方	3
4. 障害者基本計画(第5次)	3
第2章 計画の概要	4
1. 計画策定の根拠	4
2. 計画の位置付け	5
3. 計画の期間	5
4. 計画策定の体制	6
5. 町民意見・ニーズの把握と反映	7
6. 計画の対象者	7
第3章 障がい者を取り巻く現況	8
1. 障害者手帳所持者等の状況	8
2. 障害福祉サービスの利用状況	13
第4章 アンケート調査結果の概要	16
1. 調査の目的	16
2. 調査の概要	16
3. 調査結果の抜粋	17
4. アンケート調査から見る現状と課題	29
第5章 計画の基本的な考え方	31
1. 計画の基本目標	31
2. 計画の基本施策	32
3. 施策の体系	33
第6章 障害者計画	34
1. 地域で暮らすための生活支援の充実	34
2. 保健・療育等の充実	41
3. 暮らしやすいまちづくり	44
4. 社会参加の促進	48
5. 権利擁護の推進	50
第7章 障害福祉サービスの量の見込みと確保方策	53
1. 計画の具体的な目標	53
2. 障害福祉サービス等の体系	60
3. 障害者自立支援給付事業	61
4. 地域生活支援事業	75
5. 障害児通所支援等	82
第8章 計画の推進体制	87
1. 計画推進の評価・見直し	87
2. 計画の推進体制の確保	89
資料	90
1. 芳賀町障害者計画等審議会規則	90
2. 芳賀町障害者計画等審議会委員名簿	92
3. 芳賀町障がい者福祉計画策定経緯	92

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

障がい者計画は、障がい者福祉制度や社会経済情勢の変化を踏まえ、すべての町民が、障がいの有無に関わらず、地域の中で互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現に向け、町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していくためのものです。

芳賀町（以下、「本町」という。）においては、国・県等の動向及び障がい者の実態やニーズに対応し、障がい者福祉の向上と地域のノーマライゼーション（※障がい者、障がい児が健常者と尊重しあいながら共生し、社会福祉環境の整備や実現を目指すという考え方）の実現を図るため、町の総合計画として、令和5年度に「第7次芳賀町振興計画」を策定し、障がい福祉分野における効率的、効果的な情報伝達を重要な課題として捉え、障がい福祉に関する情報発信の手段、表現の方法及び内容などを工夫し、障がいに対する理解を町民全体が深めるような施策の推進を盛り込んでいます。

また、平成26年度に「第4期芳賀町障がい者福祉計画」を策定し、在宅サービスや施設サービスの充実、社会参加の促進等、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。さらに障害福祉サービス等の具体的な実施計画として、平成28年の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正に基づき、平成30年3月には「第5期芳賀町障がい者福祉計画」を、令和3年3月には「第6期芳賀町障がい者福祉計画」を策定しました。

国においては、令和元年に「障害者活躍推進プラン」が公表されるとともに、視覚障がい者等の読書環境の整備に向けた読書バリアフリー法の施行。令和2年には障害者雇用促進法の改正、令和3年には障害者差別解消法の改正とバリアフリー法の改正、そして令和4年には障害者総合支援法、障害者雇用促進法、精神保健福祉法、児童福祉法及び難病法が相次いで改正されるとともに、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション法の施行が行われました。

こうした社会全体で障がい者を迎え入れる環境が形成される一方で、障がい福祉に対する理解・認識は充分とは言えず、障がい福祉についての啓発と理解の醸成に、さらなる改善の余地を残しています。

そこで「第6期芳賀町障がい者福祉計画」が令和5年度で終了となることから、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、現計画の見直しや現状の分析・評価を行い、総合的かつ計画的に施策を推進するため以下3計画を一体的に策定します。

- ・ 障害者計画
- ・ 第7期障害福祉計画
- ・ 第3期障害児福祉計画

2. 障がい者に関する法律や制度の動向

障がい者に関する法律や制度は、その充実とともに、めまぐるしく変化しており、本計画では、最新の動向に対応し策定するものです。

【障がい者支援制度の近年の動向】

年	法律や制度の整備内容（法令名は省略）	国
平成 23（2011）年	障害者基本法の改正	障害者 基本計画 （第2次）
平成 24（2012）年	児童福祉法の改正 障害者虐待防止法の施行	
平成 25（2013）年	障害者総合支援法の施行 障害者優先調達推進法の施行	障害者基本計画 （第3次）
平成 26（2014）年	障害者権利条約の批准	
平成 27（2015）年	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行	
平成 28（2016）年	障害者差別解消法の施行 障害者雇用促進法一部施行	
平成 29（2017）年	ユニバーサルデザイン 2020 行動計画	
平成 30（2018）年	障害者総合支援法、児童福祉法、発達障害者支援法の改正 障害者雇用促進法の改正 障害者基本計画（第4次計画） 障害者文化芸術活動推進法の施行	障害者基本計画 （第4次）
令和元（2019）年	障害者活躍推進プラン公表 読書バリアフリー法の施行	
令和2（2020）年	障害者雇用促進法の改正	
令和3（2021）年	障害者差別解消法の改正 バリアフリー法の改正	
令和4（2022）年	障害者総合支援法の改正 障害者雇用促進法の改正 精神保健福祉法の改正 児童福祉法の改正 難病法の改正 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション法の施行	

3. 障がい者福祉計画の考え方

我が国においては、障害者自立支援法の施行（平成 18 年）から、障がい者福祉の拡充のための様々な制度改正や環境整備等が進められてきました。平成 26 年に障害者権利条約が批准され、平成 28 年には障害者差別解消法の施行、障害者雇用促進法の一部改正など、様々な法制度の改正が行われてきました。

現行の国の障害者基本計画（第 4 次）が令和 4 年度で終了することから、令和 5 年 3 月 14 日に閣議決定された障害者基本計画（第 5 次）は、基本法第 11 条第 1 項の規定に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる障がい者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられています。

また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者基本計画の策定や変更にあたっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされていることから、これらの計画に沿って基本的な視点を定める必要があります。

4. 障害者基本計画（第 5 次）

（1）基本理念

障害者が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することを障害者施策の基本的な方向として定めています。

（2）基本原則

① 地域社会における共生等

その尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。

② 差別の禁止

障害者差別その他の障害者に対する権利利益の侵害行為が禁止されるとともに、合理的配慮の提供が求められる。

③ 国際的協調

国際的な協調の下で共生社会の実現が図られる必要がある。

（3）社会情勢の変化

① 2020 年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承

② 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応

③ 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGs の視点）

（4）各分野に共通する横断的視点

① 条約の理念の尊重及び整合性の確保

② 共生社会の実現に資する取組の推進

ア 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

イ アクセシビリティ向上に資する新技術の利活用の推進

③ 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

④ 障害特性等に配慮したきめ細かい支援

⑤ 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進

⑥ P D C A サイクル等を通じた実効性のある取組の推進

第2章 計画の概要

1. 計画策定の根拠

「芳賀町障がい者福祉計画」（以下「本計画」という）は、「市町村障害者計画」、「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」の3つの計画を一体的に策定したもので、それぞれの計画の法的根拠は次のとおりとなります。

■ 芳賀町障害者計画

障害者基本法第 11 条第 1 項に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものとしています。

また、障害者基本法第 11 条第 3 項に定める「市町村障害者計画」に該当する理念計画であり、本町の障がい者施策の基本的な方向性を総合的に定めています。

障害者基本法では、「健康で快適・自由で自立した生活の実現」と「ともに生き、暮らし支えあう共生の地域づくり」を基本理念として掲げています。

■ 芳賀町障害福祉計画

障害者総合支援法第 88 条で定める市町村計画で、本計画の実施計画として位置付けられるものであり、障害福祉サービスの提供体制の確保及びその円滑な実施の方策を定めています。（障害福祉計画には必須項目と任意の項目がありそれぞれ次のとおりです。）

◆必須記載事項

- ① 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制確保に関わる目標
- ② 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ③ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

◆任意記載事項

- ① 指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- ② 通所支援等の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

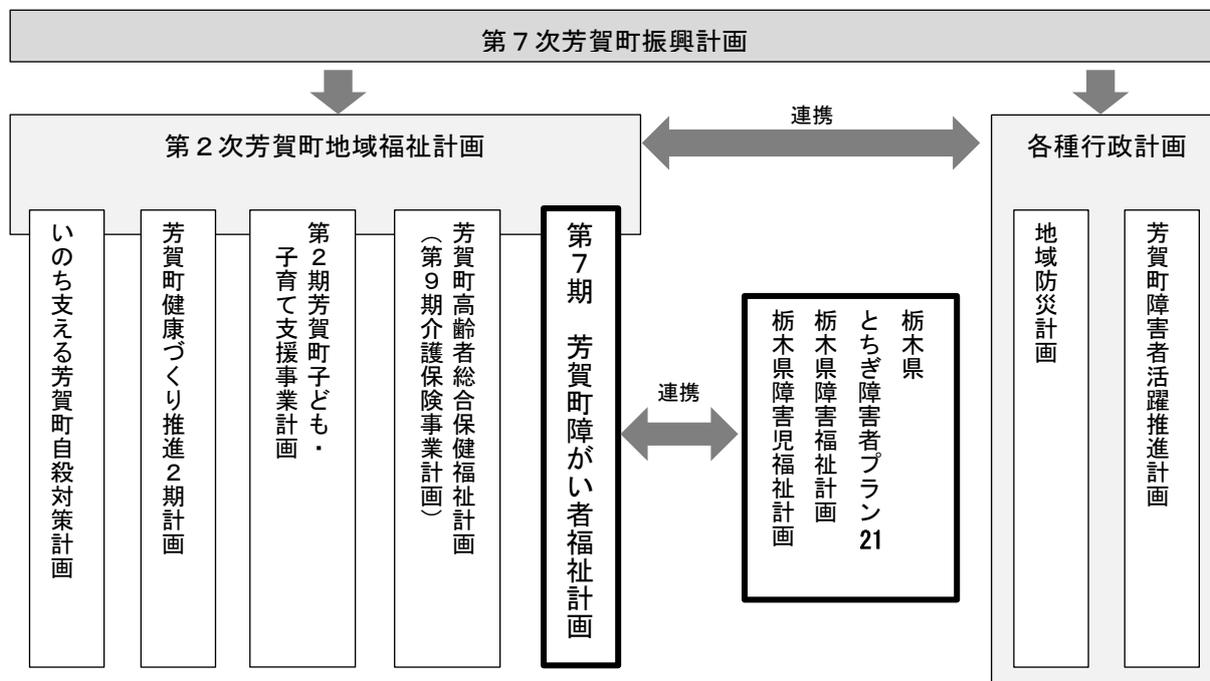
■ 芳賀町障害児福祉計画

児童福祉法第 33 条の 20 に規定されている「市町村障害児福祉計画」で、平成 28 年 6 月の児童福祉法の改正により、今回は第 3 期として本計画に含めます。

障がい児の通所支援及び相談支援に関する提供体制の確保及び円滑な実施について定めるものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、町の最上位計画である「第7次芳賀町振興計画」の個別計画として位置付け、国及び県が策定した関連計画や、福祉系の上位計画である「第2次芳賀町地域福祉計画」、災害時対応での「芳賀町地域防災計画」等、町が策定した各種計画との整合・連携を図ります。



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年計画とします。

平成30年度 2018	令和元年度 2019	令和2年度 2020	令和3年度 2021	令和4年度 2022	令和5年度 2023	令和6年度 2024	令和7年度 2025	令和8年度 2026	令和9年度 2027	令和10年度 2028	令和11年度 2029
第6次芳賀町振興計画 (平成28年度～令和5年度)						第7次芳賀町振興計画 (令和6年度～令和17年度)					
第1次芳賀町 地域福祉計画		第2次芳賀町地域福祉計画 (令和2年度～令和6年度)				第3次芳賀町地域福祉計画 (令和7年度～令和11年度)					
第5期障がい者福祉計画			第6期障がい者福祉計画			第7期障がい者福祉計画		第8期障がい者福祉計画			

4. 計画策定の体制

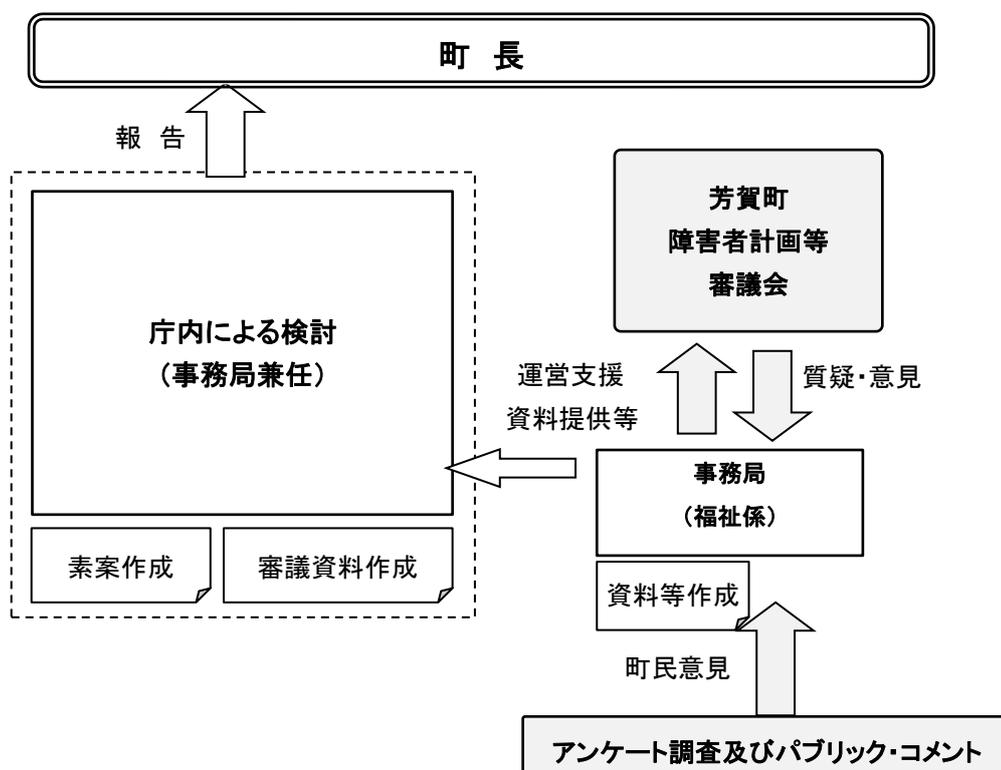
策定にあたっては、次の検討組織において、検討を進めました。

(1) 芳賀町障害者計画等審議会による検討

会議は、町民参加の推進を図る観点から、町議会議員、関係機関代表等による委員で構成されています。

(2) 庁内組織による検討

策定期間中の事務局は健康福祉課に置き、策定工程の全体調整を行うとともに、庁内における検討組織として、関係各課との障がい者施策の調整、基本理念・目標（案）の設定を行いつつ、第6期計画の事業の実績状況を確認しました。



5. 町民意見・ニーズの把握と反映

町民意見については、障害者手帳所持者へのアンケート調査や芳賀町障害者計画等審議会の開催、パブリック・コメントの実施を通して、広く意見や要望等を収集しました。

(1) 各種調査からの分析

本計画策定のための基礎調査として、障害者手帳所持者 679 人に向け実施した「福祉に関するアンケート調査」の結果から、現状分析や課題抽出を行いました。

(2) パブリック・コメントの実施

本計画の内容に関して、策定過程における公正の確保と透明性の向上とともに、町民の町政への参画を促進することを目的として、パブリック・コメントを実施しました。

【実施の概要】

募集期間：令和 6 年 2 月 1 日～令和 6 年 3 月 1 日（30 日間）

募集方法：窓口にて持参、郵送、FAX 又は電子メール

公表場所：健康福祉課窓口、総合情報館、町民会館、生涯学習センター南高分館、
生涯学習センター水橋分館、芳賀町工業団地管理センター、町ホームページ

周知方法：広報・町ホームページ

6. 計画の対象者

本計画の主たる対象は、「障害者基本法」第 2 条、「障害者総合支援法」第 4 条に規定する「障害者」及び「障害児」とします。具体的には、身体障がい、知的障がい、精神障がいに加えて、難病(国の指定する特定疾患医療給付対象者)、高次脳機能障がい、発達障がいなどの障がい者(児)です。ただし、具体的な施策・事業の対象となる障がい者の範囲は、個別の法令の規定等により異なります。

本計画の主たる対象者は上記のとおりですが、障がいのある人も障がいのない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現を目指すという理念においては、あらゆる町民の理解と協力が必要であることから、全町民を計画の対象とします。

第3章 障がい者を取り巻く現況

1. 障害者手帳所持者等の状況

(1) 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳とは、「身体障害者福祉法」に定める身体の機能に一定以上の障がいがあると認められた方に交付されるものであり、取得することにより、各種の福祉サービスを受けることができます。障がいの程度に応じて1級から6級まであります。

本町の身体障害者手帳の所持者は、令和2年度は567人、令和5年度は508人となっています。令和4年度末に台帳整理により42人を削除したため、令和5年度の手帳所持者は台帳上では大幅な減となっています。

(人)

区分	等級	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
視覚障害	1級	10	10	12	12	12	11
	2級	4	5	6	6	8	7
	3級	1	1	0	0	0	0
	4級	1	1	1	1	1	1
	5級	5	5	4	4	3	3
	6級	2	2	2	2	2	2
	合計		23	24	25	25	26

区分	等級	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
聴覚・平衡 機能障害	1級	0	0	0	0	0	0
	2級	13	14	13	12	10	10
	3級	9	7	8	8	8	6
	4級	21	19	19	20	23	21
	5級	0	0	0	0	0	0
	6級	25	26	27	28	27	23
	合計		68	66	67	68	68

区分	等級	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
音声・言語・ そしゃく機能 障害	1級	0	0	0	0	0	0
	2級	0	0	0	0	0	0
	3級	3	3	2	3	3	3
	4級	1	1	1	1	1	1
	5級	0	0	0	0	0	0
	6級	0	0	0	0	0	0
	合計		4	4	3	4	4

(人)

区分	等級	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
肢体不自由	1級	43	40	41	39	42	37
	2級	51	49	47	45	46	42
	3級	59	60	59	57	52	46
	4級	77	76	77	74	75	64
	5級	35	37	37	36	33	28
	6級	15	15	16	17	17	17
	合計	280	277	277	268	265	234

区分	等級	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
内部障害	1級	115	118	116	120	121	109
	2級	0	0	1	1	0	0
	3級	11	14	13	13	11	11
	4級	33	38	41	40	44	41
	5級	0	0	0	0	0	0
	6級	0	0	0	0	0	0
	合計	159	170	171	174	176	161

区分	等級	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
複合	1級	14	15	14	16	14	12
	2級	3	2	2	4	5	5
	3級	4	4	4	5	6	6
	4級	2	3	3	3	3	2
	5級	1	1	1	0	0	0
	6級	0	0	0	0	0	0
	合計	24	25	24	28	28	25

区分	等級	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
合計	1級	182	183	183	187	189	169
	2級	71	70	69	68	69	64
	3級	87	89	86	86	80	72
	4級	135	138	142	139	147	130
	5級	41	43	42	40	36	31
	6級	42	43	45	47	46	42
	合計	558	566	567	567	567	508

※各年度の4月1日が基準日

(2) 療育手帳所持者

療育手帳は、「知的障害者福祉法」などの法律に基づいた制度ではなく、1973年当時の厚生省通達に基づき整備された制度で、知的障がいのある方が一貫した指導・相談や各種福祉制度上の援助などを受けやすくするために交付されるものです。障がいの程度に応じて、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）等に分けられます。

本町の療育手帳の所持者は、令和2年度は153人、令和5年度は165人と若干の増加傾向にあります。

(人)

区分		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
18歳未満	A1（最重度）	3	2	2	2	1	1
	A2（重度）	6	6	6	6	6	6
	B1（中度）	7	9	8	7	9	8
	B2（軽度）	15	13	14	14	12	15
	合計	31	30	30	29	28	30

区分		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
18歳以上	A1（最重度）	7	8	9	9	10	11
	A2（重度）	45	44	44	43	43	45
	B1（中度）	46	46	46	49	51	49
	B2（軽度）	20	23	24	25	27	30
	合計	118	121	123	126	131	135

区分		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
合計	A1（最重度）	10	10	11	11	11	12
	A2（重度）	51	50	50	49	49	51
	B1（中度）	53	55	54	56	60	57
	B2（軽度）	35	36	38	39	39	45
	合計	149	151	153	155	159	165

※各年度の4月1日が基準日

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳は、精神障がいのため、長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある方を対象とした手帳です。

令和2年度時点の所持者は89人、令和5年度時点は123人と増加傾向にあります。

(人)

区分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
1級	20	20	25	25	35	39
2級	46	47	48	59	59	61
3級	13	13	16	18	23	23
合計	79	80	89	102	117	123

※各年度の4月1日が基準日

(4) 自立支援医療

自立支援医療制度は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担を軽減する公費負担医療制度で、更生医療・育成医療・精神通院医療の3種類があります。

近年は精神通院医療の受給者数が増加傾向にあります。

(人)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
更生医療	58	55	48
育成医療	1	2	0
精神通院医療	161	189	193

※各年度の4月1日が基準日

(5) 難病患者の現状

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもののうち、厚生労働大臣が定める疾病を「指定難病」と言います。指定難病については、一定の認定基準を満たしている方に対し、その治療に係る医療費の一部を栃木県が助成しています。

また、子どもの慢性疾患のうち、小児がんなど特定の疾患については、一定の基準を満たしている方に対し、その治療に係る医療費の一部を栃木県が助成しています。

下記の表は、特定医療費(指定難病)及び小児慢性特定疾病医療費助成制度を受給している方を集計したものです。

(人)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定医療費(指定難病)	118	122	126
小児慢性特定疾病医療費	14	9	9

※各年度の4月1日が基準日

(6) 障害支援区分の認定状況

障害支援区分とは、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもので、市町村がサービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つです。

下記の表は、障害福祉サービスの支給決定を受けている方の障害支援区分の認定状況を集計したものです。

(人)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区分なし	22	33	28
区分1	0	1	1
区分2	16	9	10
区分3	23	21	22
区分4	17	17	17
区分5	7	7	10
区分6	23	25	28
合計	108	113	116

※各年度の4月1日が基準

(7) 障害福祉サービス等の受給者数

① 障害福祉サービス

障害福祉サービスとは、障害者総合支援法に基づき、障がいがある方や特定の疾患のある方が地域で生活を続けていけるよう、支援するサービスのことです。

下記の表は、障害福祉サービスの受給者について集計したものです。

(人)

事業名	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅介護（ホームヘルプ）	27	25	26
重度訪問介護	0	0	0
同行援護	0	0	0
行動援護	1	1	1
重度障害者等包括支援	0	0	0
短期入所（ショートステイ）	18	19	20
生活介護	36	39	41
療養介護	6	6	6
施設入所支援	18	19	18
宿泊型自立訓練	0	0	0
自立訓練（機能訓練）	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	0	0	0
就労移行支援	1	0	0
就労継続支援（A型）	5	9	8
就労継続支援（B型）	44	42	43
就労定着支援	0	1	1
共同生活援助（グループホーム）	22	25	30
自立生活援助	1	0	0
計画相談支援	108	113	116
地域移行支援	0	0	0
地域定着支援	0	0	0

※各年度の4月1日が基準

② 障害児通所支援

障害児通所支援は、児童福祉法に基づき、主に施設などへの通所によって支援を行うサービスのことです。

下記の表は、障害児通所支援の受給者について集計したものです。

(人)

事業名	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	2	1	2
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0
医療型児童発達支援	0	0	0
放課後等デイサービス	20	26	32
保育所等訪問支援	0	0	0
障害児相談支援	22	27	34

※各年度の4月1日が基準

2. 障害福祉サービスの利用状況

(1) 障害者自立支援給付事業

① 障害福祉サービス

生活介護、共同生活援助の利用の増加とともに、計画相談支援の増加も見られます。

(件/年)

事業名	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
居宅介護（ホームヘルプ）	258	243	224
重度訪問介護	0	0	0
同行援護	0	0	0
行動援護	11	10	12
重度障害者等包括支援	0	0	0
短期入所（ショートステイ）	52	44	42
生活介護	407	381	432
療養介護	72	72	72
施設入所支援	218	204	215
宿泊型自立訓練	0	0	0
自立訓練（機能訓練）	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	0	0	0
就労移行支援	8	0	0
就労継続支援（A型）	48	62	84
就労継続支援（B型）	501	512	462
就労定着支援	0	8	12
共同生活援助（グループホーム）	247	269	305
自立生活援助	0	0	0
計画相談支援	237	269	288
地域移行支援	0	0	0
地域定着支援	0	0	0

② 障害児通所支援給付

放課後等デイサービスは、令和2年度よりほぼ倍増しています。

(件/年)

事業名	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
児童発達支援	14	38	58
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0
医療型児童発達支援	1	0	0
放課後等デイサービス	423	582	757
保育所等訪問支援	0	0	0
障害児相談支援	39	53	72

③ 自立支援医療費等

(件/年)

事業名	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
更生医療	1,170	1,128	1,025
育成医療	8	16	13
療養介護医療	73	72	72

④ 補装具費支給

(件/年)

項目	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	交付	修理	交付	修理	交付	修理
視覚障害	0	0	0	0	2	0
聴覚障害	5	3	10	2	14	0
肢体不自由	6	10	10	3	8	4
合計	11	13	20	5	24	4

(2) 地域生活支援給付事業

① 移動支援

事業名	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
実利用者数	11	11	9
件数	95	85	78

② 地域活動支援センター

(人/年)

事業名	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
ほっとCHA 登録者数	18	15	13

③ 日常生活用具給付

(件/年)

事業名	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
介護・訓練支援用具	0	0	2
自立生活支援用具	1	3	3
在宅療養等支援用具	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	1	0	0
排泄管理支援用具	318	323	294
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	0	0	2
合計	320	326	301

④ 日中一時支援

事業名	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
実利用者数	9	8	11
件数	97	80	87

⑤ 福祉タクシー扶助

事業名	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
申請者数	65	76	71
利用枚数	510	1,094	811

※令和2年度から令和3年度の利用枚数の大幅な増加は制度改正の影響によるものです。

(3) 障害福祉事業

① 特別障害者手当支給

(人/年)

事業名	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
対象者数	8	8	8

② 特別児童扶養手当支給

(人/年)

事業名	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
対象者数	31	30	27

・20歳未満で精神又は身体に障がいをもつ児童を家庭で監護、養育している父母等に国から支給されます。(1級 52,500円/月、2級 34,970円/月)

③ 障害児福祉手当支給

(人/年)

事業名	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
対象者数	3	4	5

・精神又は身体に重度の障がいをもつため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に支給されます。(14,880円/月)

第4章 アンケート調査結果の概要

1. 調査の目的

本町では、「芳賀町障がい者福祉計画」を策定し、さらに障がい者（児）に対するサービス提供等の具体的な実施計画として「芳賀町障害福祉計画」と「芳賀町障害児福祉計画」を策定しており、これらの計画に基づいて障がい者（児）福祉施策の推進を図ってきました。

これらの計画は、国の基本指針に基づき3年ごとに見直すこととなっており、本調査は、令和6年4月からの「芳賀町障がい者福祉計画」の策定にあたり、住民の状況・意向等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

2. 調査の概要

(1) 調査方法

調査目的を踏まえ、国の基本モデル調査票をベースとして、調査を実施しました。

(2) 調査方法と実施期間

- 調査方法：郵送による配布、回収
- 実施期間：令和5年7月～8月

(3) 回収結果

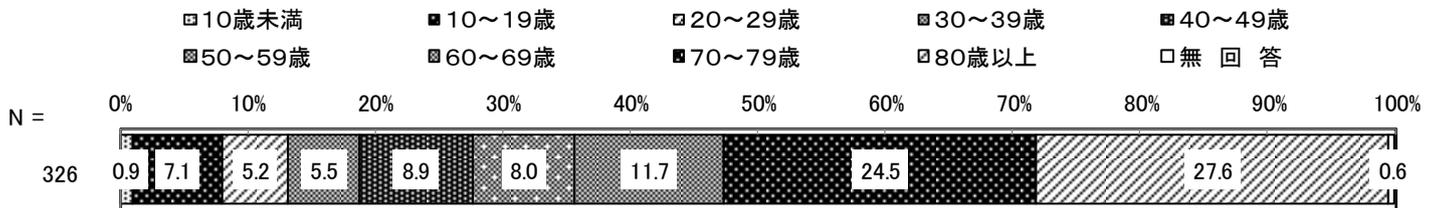
対象	配布数	回収数	回収率
各種障害者手帳をお持ちの方	679票	326票	48.0%

3. 調査結果の抜粋

(1) 回答者の性別・年齢について

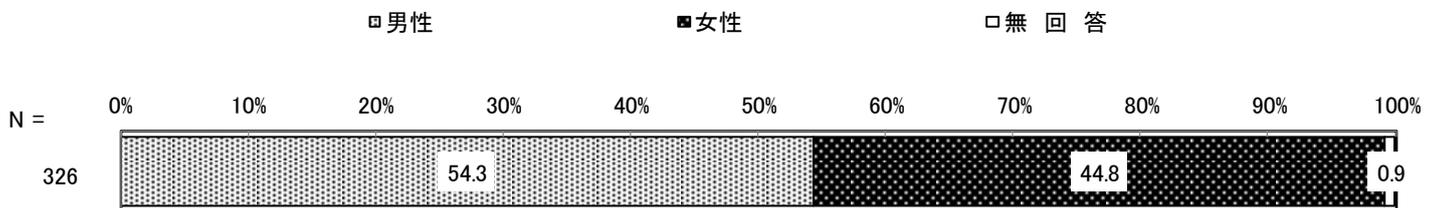
① 年齢

「80歳以上」が28%と多く、次いで「70～79歳」が25%、「60～69歳」が12%となっています。



② 性別

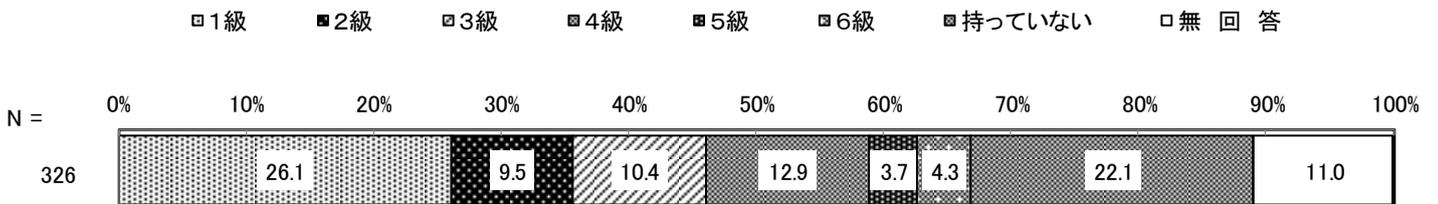
「男性」が54%、「女性」が45%となっています。



(2) 回答者の障がいの状況について

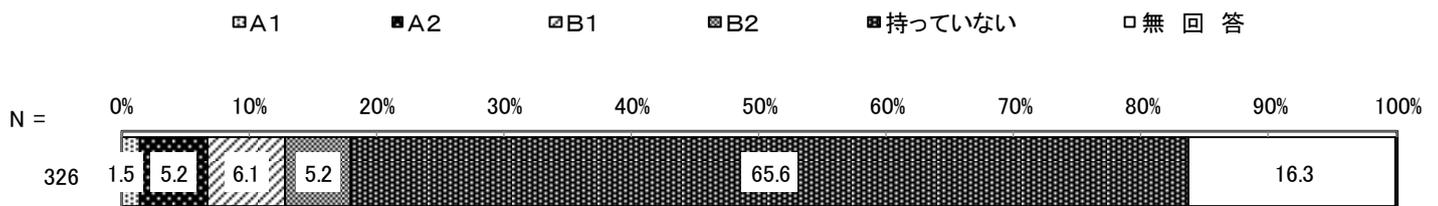
① 身体障害者手帳の所持状況

「1級」が26%と多く、次いで「持っていない」が22%、「4級」が13%となっています。



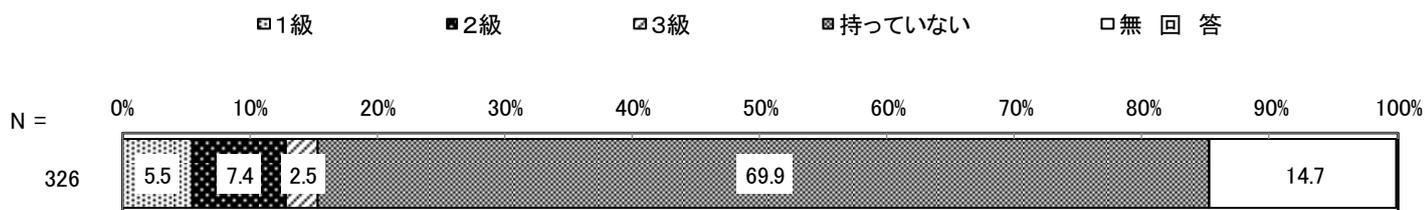
② 療育手帳の所持状況

「持っていない」が66%と多く、次いで「B1」が6%、「A2」「B2」がともに5%となっています。



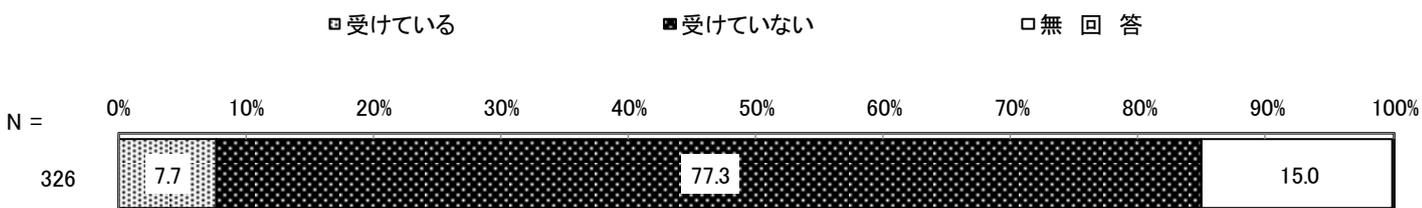
③ 精神障害者保健福祉手帳の所持状況

「持っていない」が70%と多く、次いで「2級」が7%、「1級」が6%となっています。



④ 難病（指定難病）の認定状況

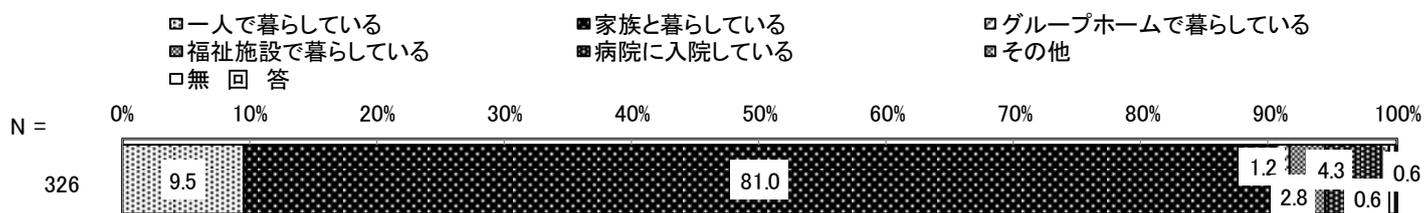
「受けていない」が77%、「受けている」が8%となっています。



(3) 現在の住まいや暮らしについて

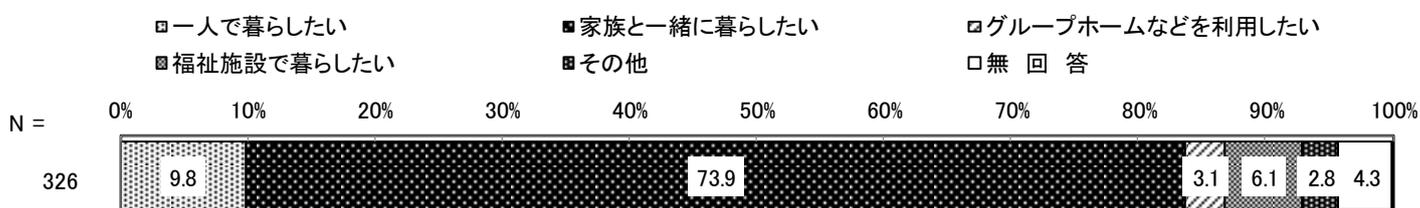
① 現在の暮らし

「家族と暮らしている」が81%と多く、次いで「一人で暮らしている」が10%、「病院に入院している」が4%となっています。



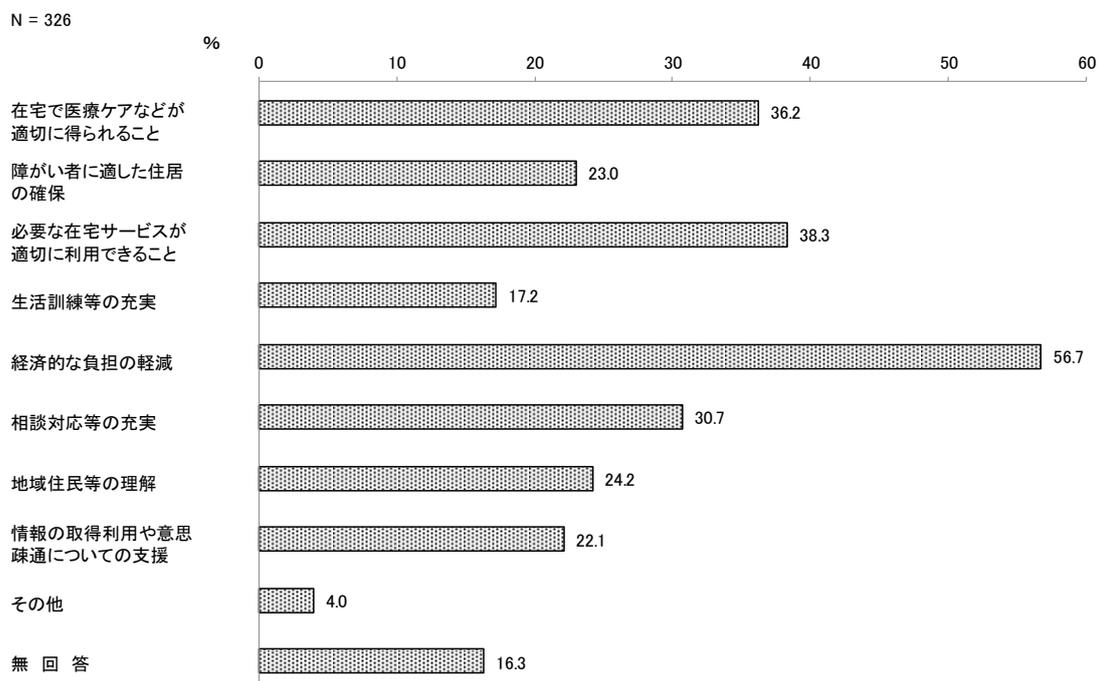
② 今後の生活

「家族と一緒に暮らしたい」が74%と多く、次いで「一人で暮らしたい」が10%、「福祉施設で暮らしたい」が6%となっています。



③ 地域で生活するために必要な支援

「経済的な負担の軽減」が 57%と多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が 38%、「在宅医療ケアなどが適切に得られること」が 36%となっています。



(4) 日中活動や就労について

① 外出の頻度

「1週間に数回外出する」が 40%と多く、次いで「毎日外出する」が 30%、「めったに外出しない」が 16%となっています。

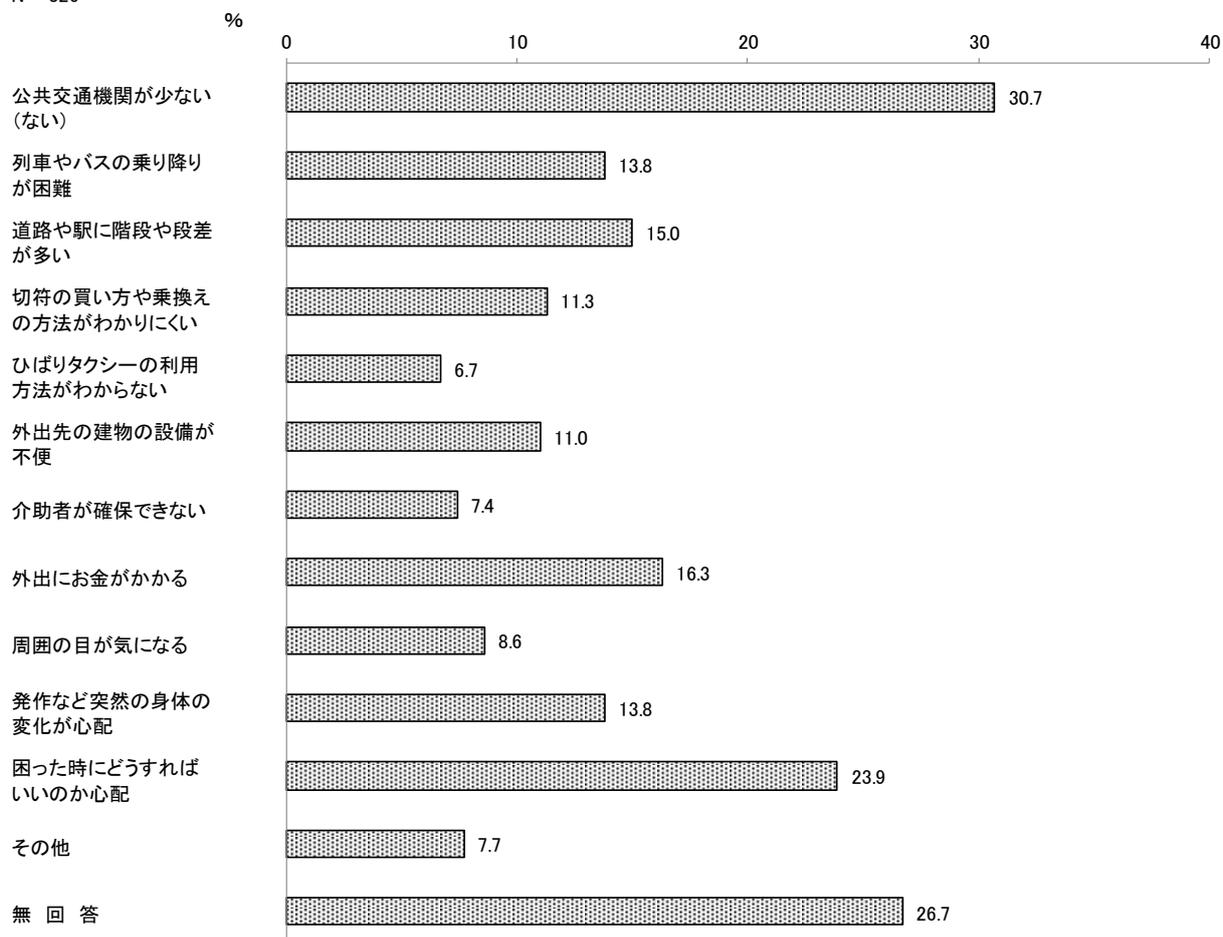
□毎日外出する ■1週間に数回外出する □めったに外出しない □まったく外出しない □無回答



② 外出する時に困ること

「公共交通機関が少ない(ない)」が31%と多く、次いで「困った時にどうすればいいの
か心配」が24%、「外出にお金がかかる」が16%となっています。

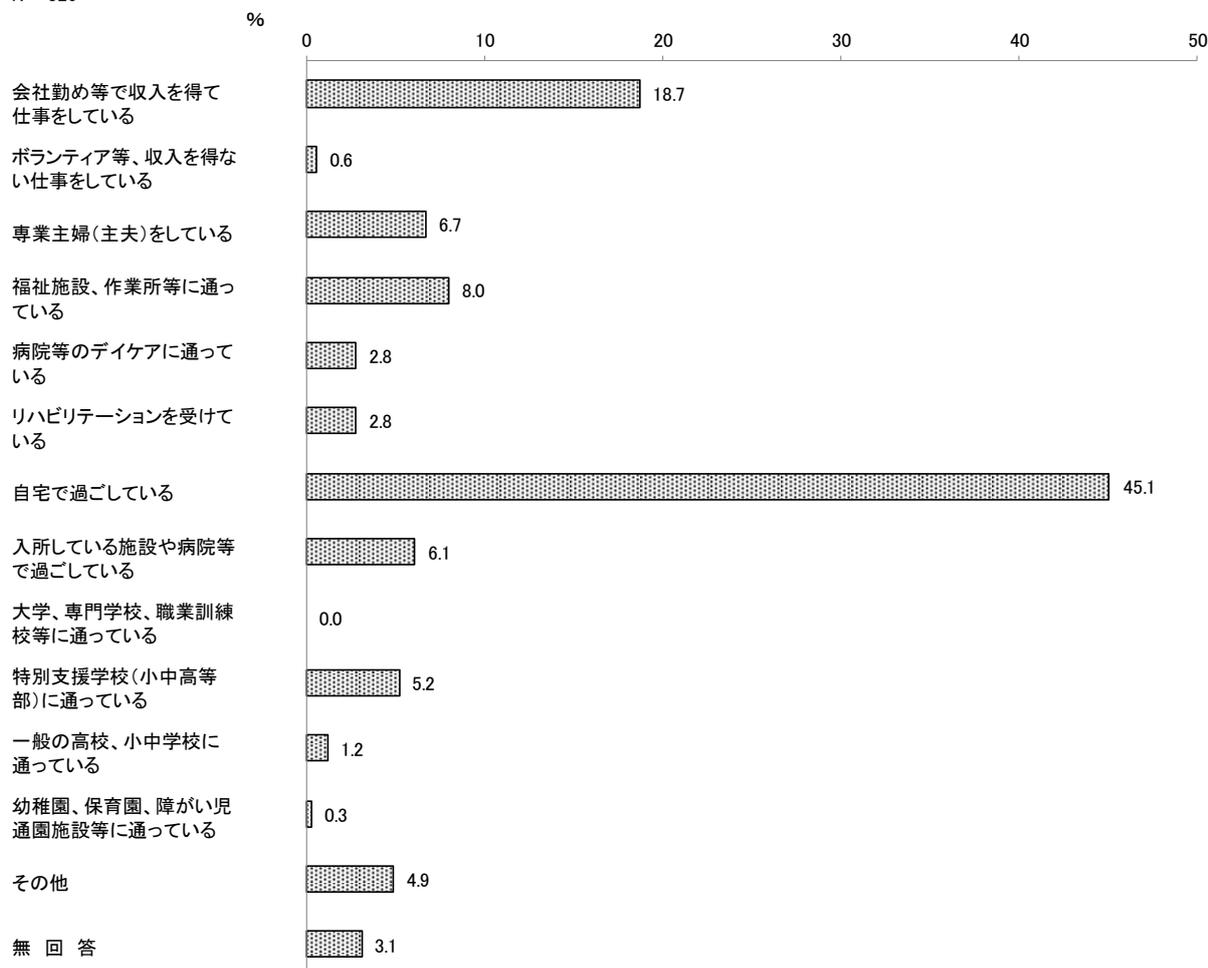
N = 326



③ 平日の日中の過ごし方

「自宅で過ごしている」が45%と多く、次いで「会社勤め等で収入を得て仕事をしている」が19%、「福祉施設、作業所等に通っている」が8%となっています。

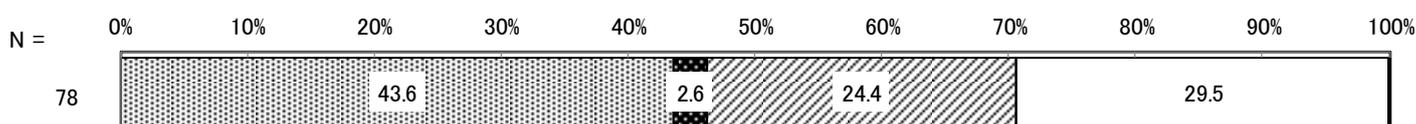
N = 326



④ 今後、収入を得る仕事をしたいか

「仕事をしたい」が44%と多く、次いで「仕事はできない」が24%、「仕事はしたくない」が3%となっています。

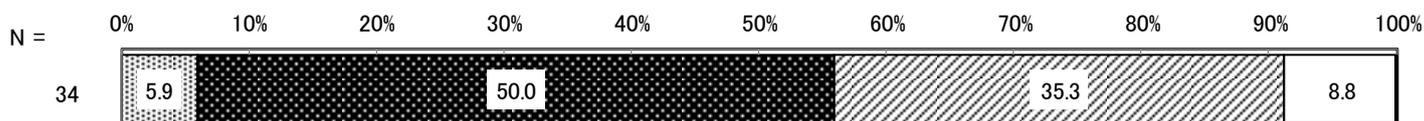
□ 仕事をしたい ■ 仕事はしたくない □ 仕事はできない □ 無回答



⑤ 職業訓練などを受けたいか

「職業訓練を受けたい」が50%と多く、次いで「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」が35%、「すでに職業訓練を受けている」が6%となっています。

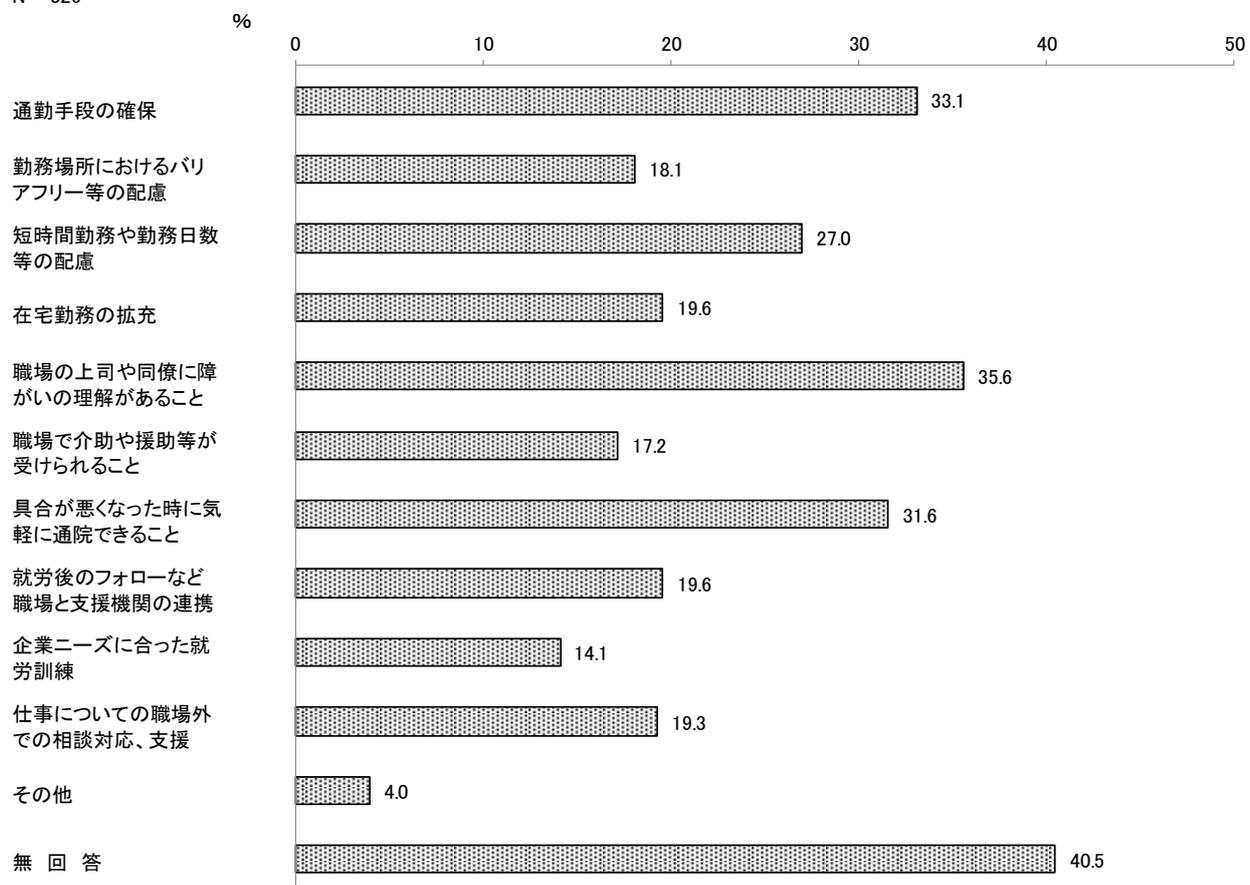
□ すでに職業訓練を受けている ■ 職業訓練を受けたい □ 職業訓練を受けたくない、受ける必要はない □ 無回答



⑥ 障がい者の就労支援として必要なこと

「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が 36%と多く、次いで「通勤手段の確保」が 33%、「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」が 32%となっています。

N = 326

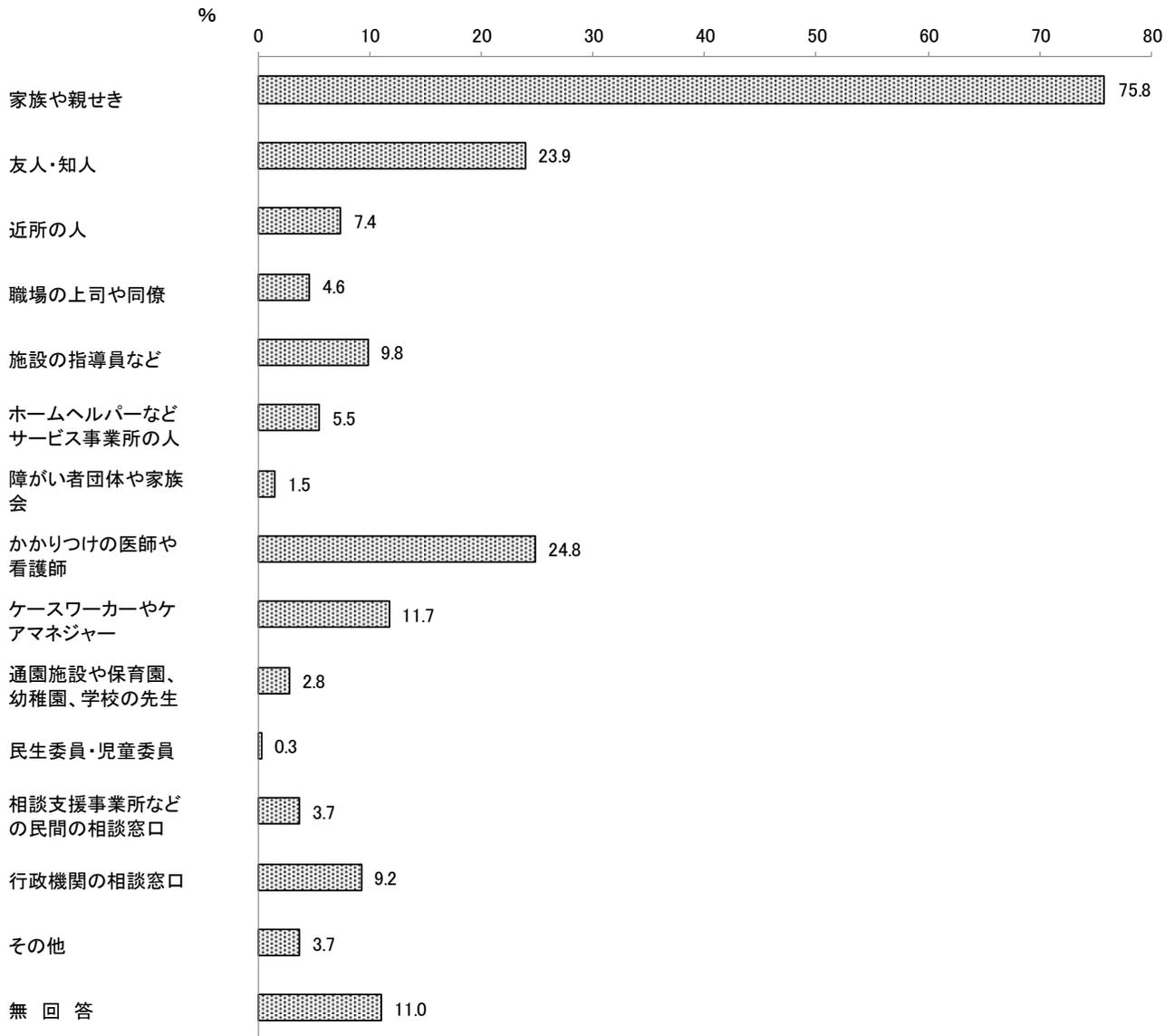


(5) 相談相手について

① 悩みや困ったことの相談相手

「家族や親せき」が76%と多く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が25%、「友人・知人」が24%となっています。

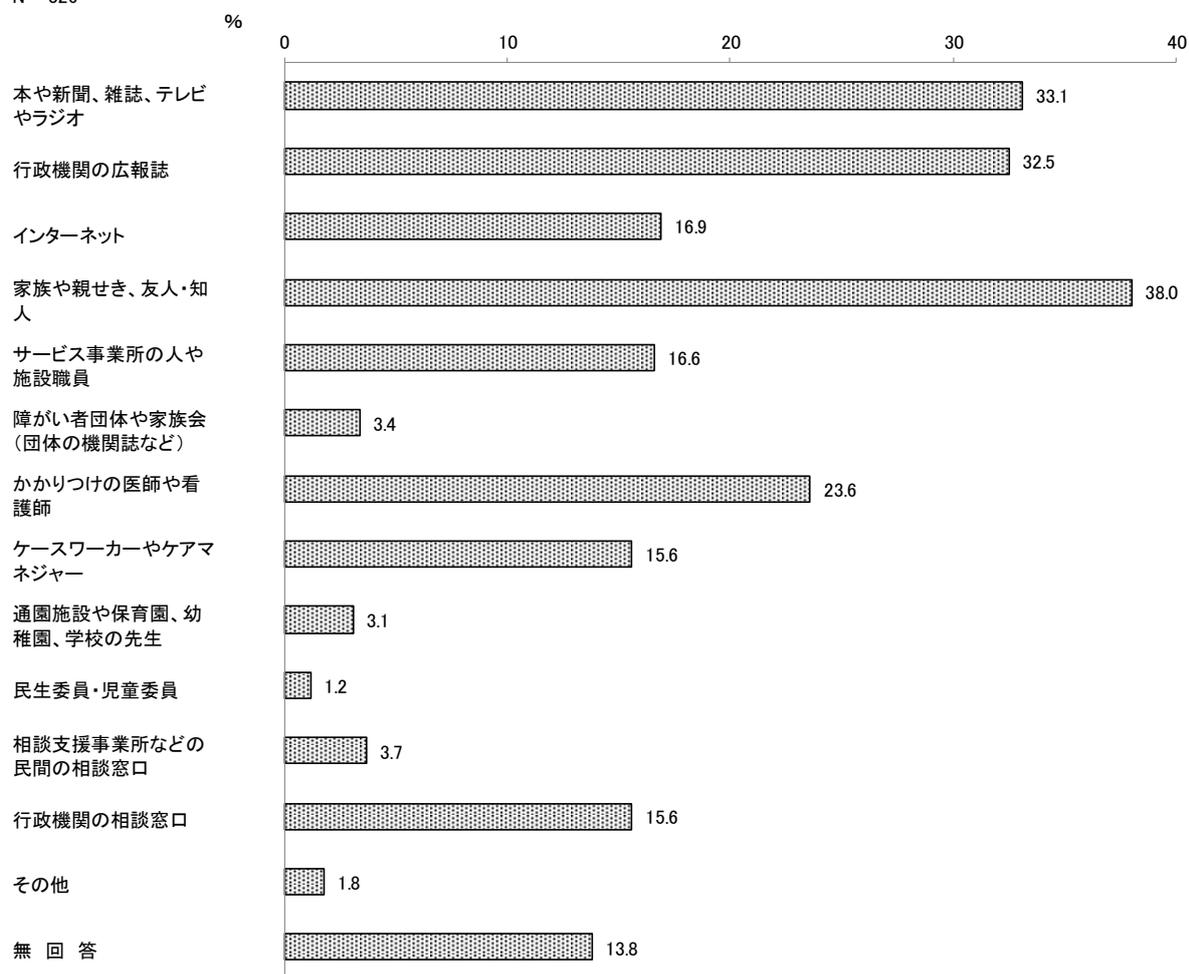
N = 326



② 福祉サービスなどの情報の入手先

「家族や親せき、友人・知人」が38%と多く、次いで「本や新聞、雑誌、テレビやラジオ」「行政機関の広報誌」がともに33%となっています。

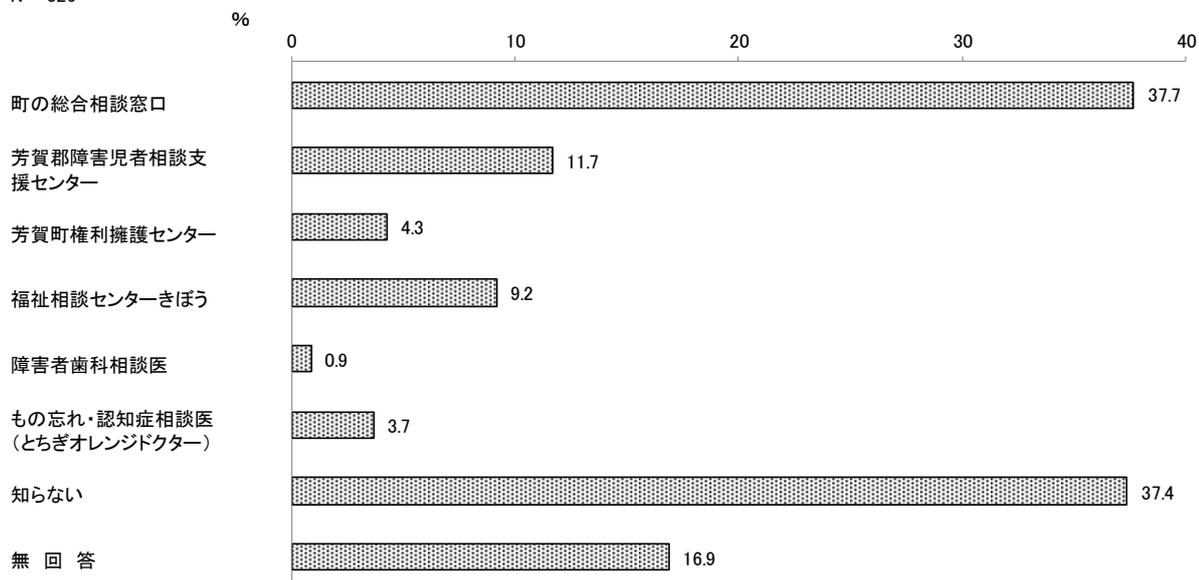
N = 326



③ 相談窓口の認知

「町の総合相談窓口」が38%と多く、次いで「知らない」が37%、「芳賀郡障害児者相談支援センター」が12%となっています。

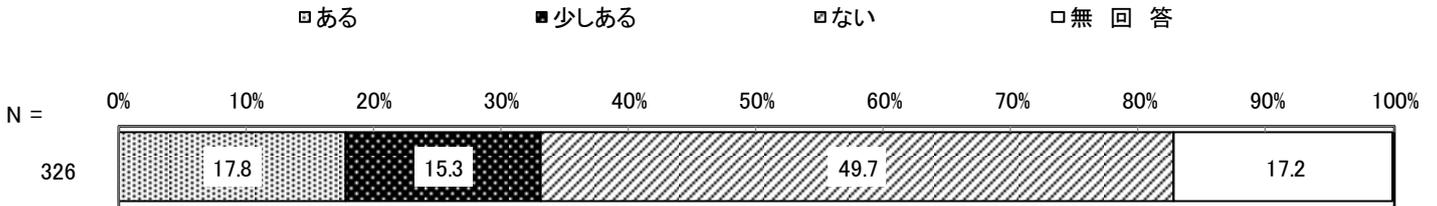
N = 326



(6) 権利擁護について

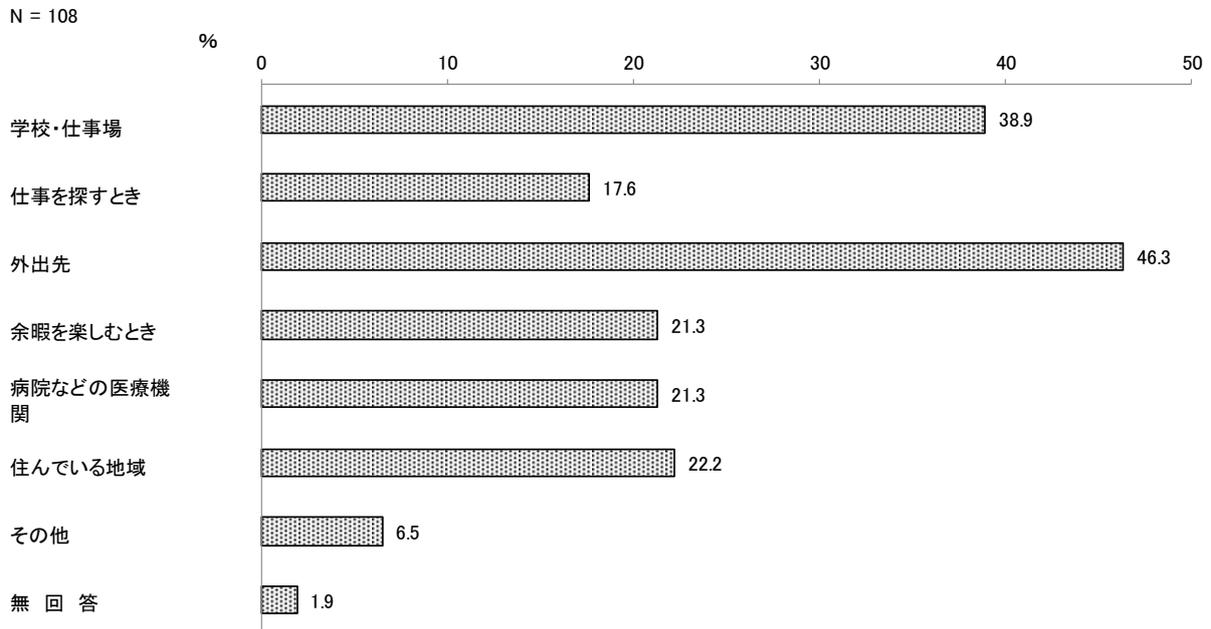
① 障がいによる差別や嫌な思いをしたことの有無

「ない」が50%と多く、次いで「ある」が18%、「少しある」が15%となっている。



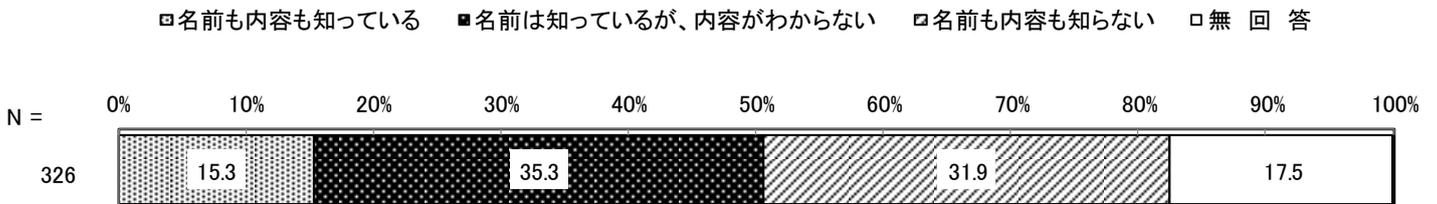
② 差別や嫌な思いをした場面 (いくつでも)

「外出先」が46%と多く、次いで「学校・仕事場」が39%、「住んでいる地域」が22%となっています。



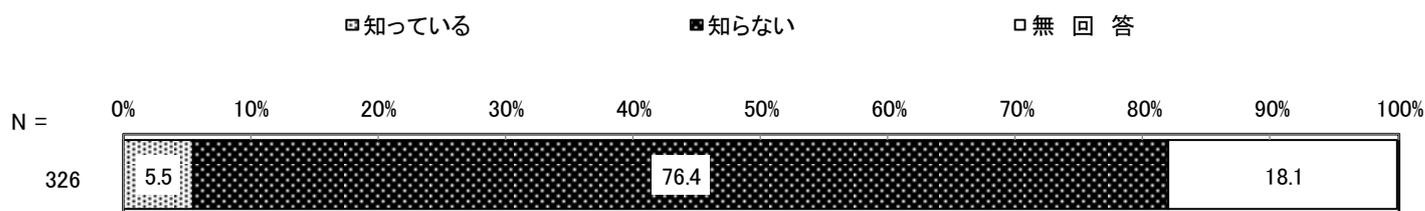
③ 成年後見制度の認知

「名前は知っているが、内容がわからない」が35%と多く、次いで「名前も内容も知らない」が32%、「名前も内容も知っている」が15%となっています。



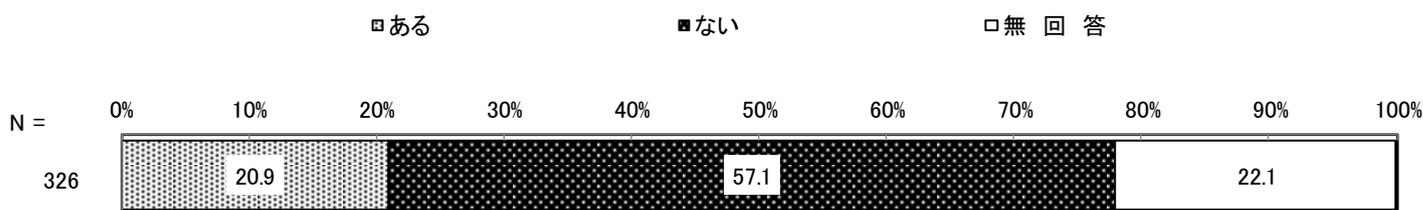
④ 合理的配慮の認知

「知らない」が76%、「知っている」が6%となっています。



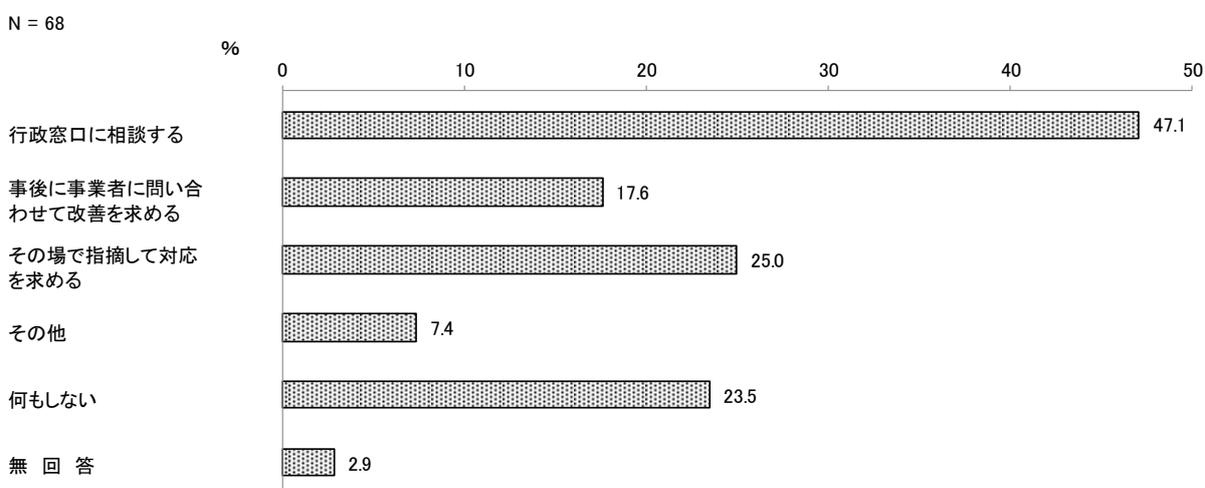
⑤ 合理的配慮の提供が不十分だと思ふことの有無

「ない」が57%、「ある」が21%となっています。



⑥ 合理的配慮の提供が不十分なときの対応

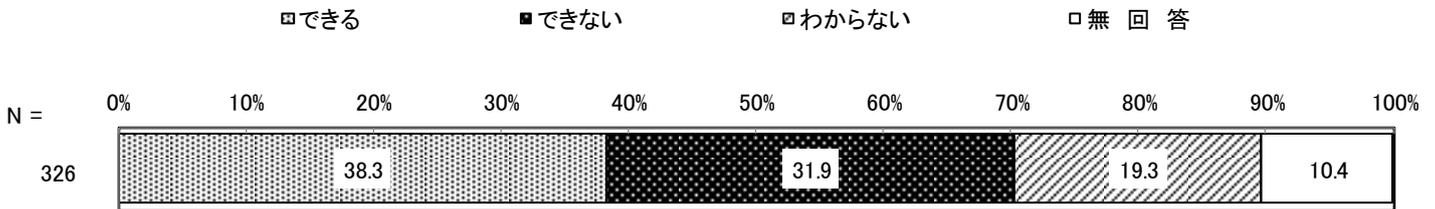
「行政窓口で相談する」が47%と多く、次いで「その場で指摘して対応を求める」が25%、「何もしない」が24%となっています。



(7) 災害時の避難等について

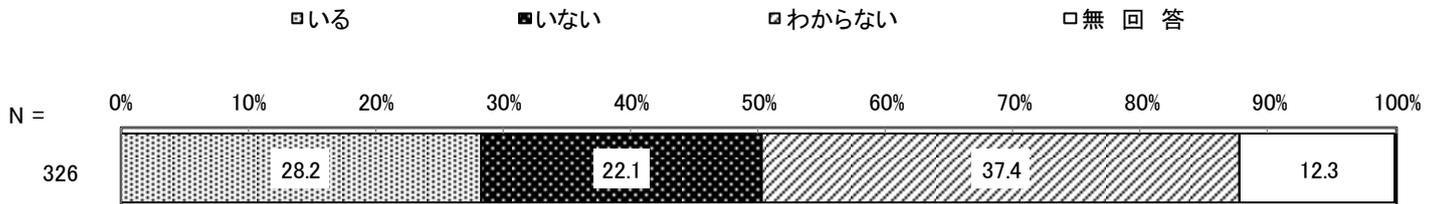
① 災害時に一人で避難できるか

「できる」が38%と多く、次いで「できない」が32%、「わからない」が19%となっています。



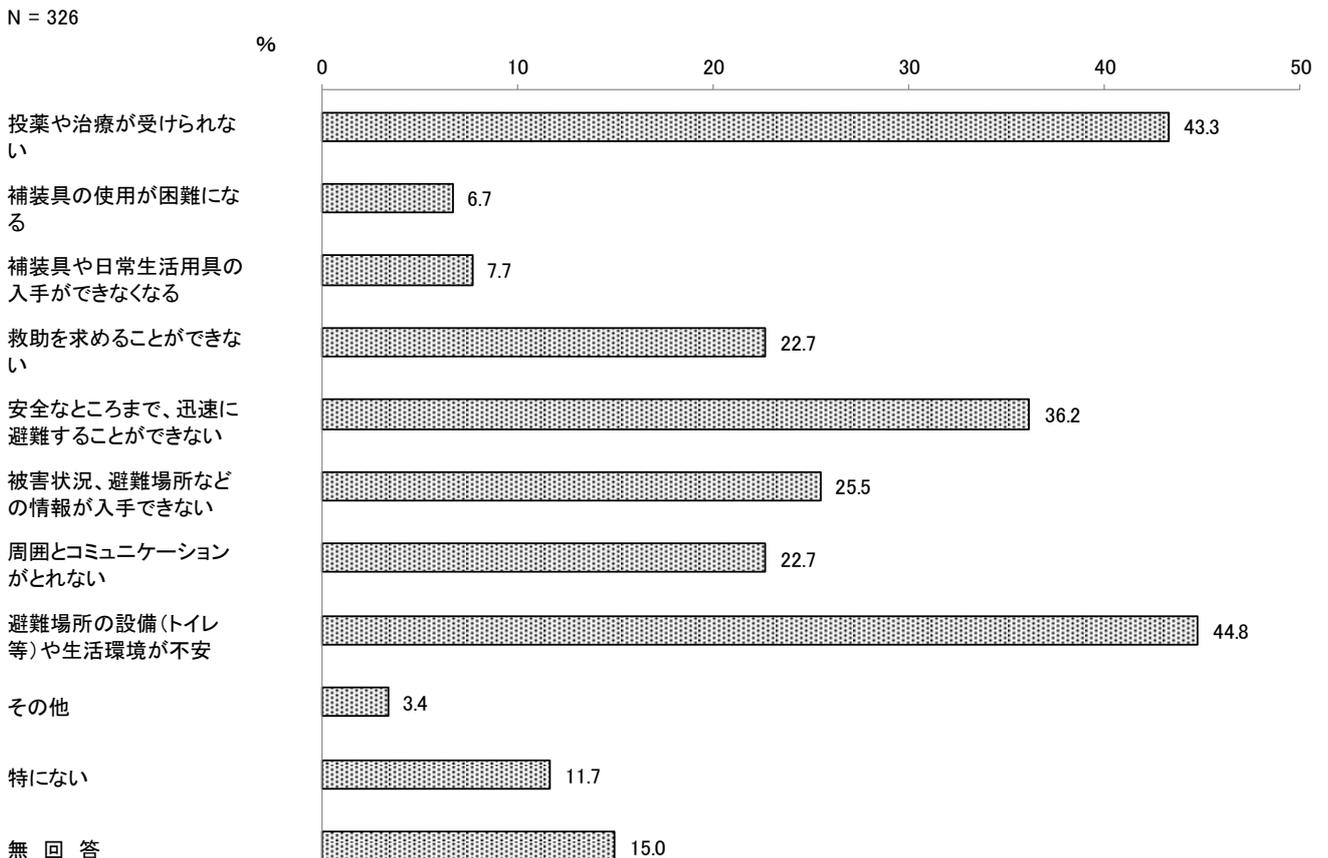
② 近所に助けてくれる人の有無

「わからない」が37%と多く、次いで「いる」が28%、「いない」が22%となっています。



③ 災害時に困ること

「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が45%と多く、次いで「投薬や治療が受けられない」が43%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が36%となっています。

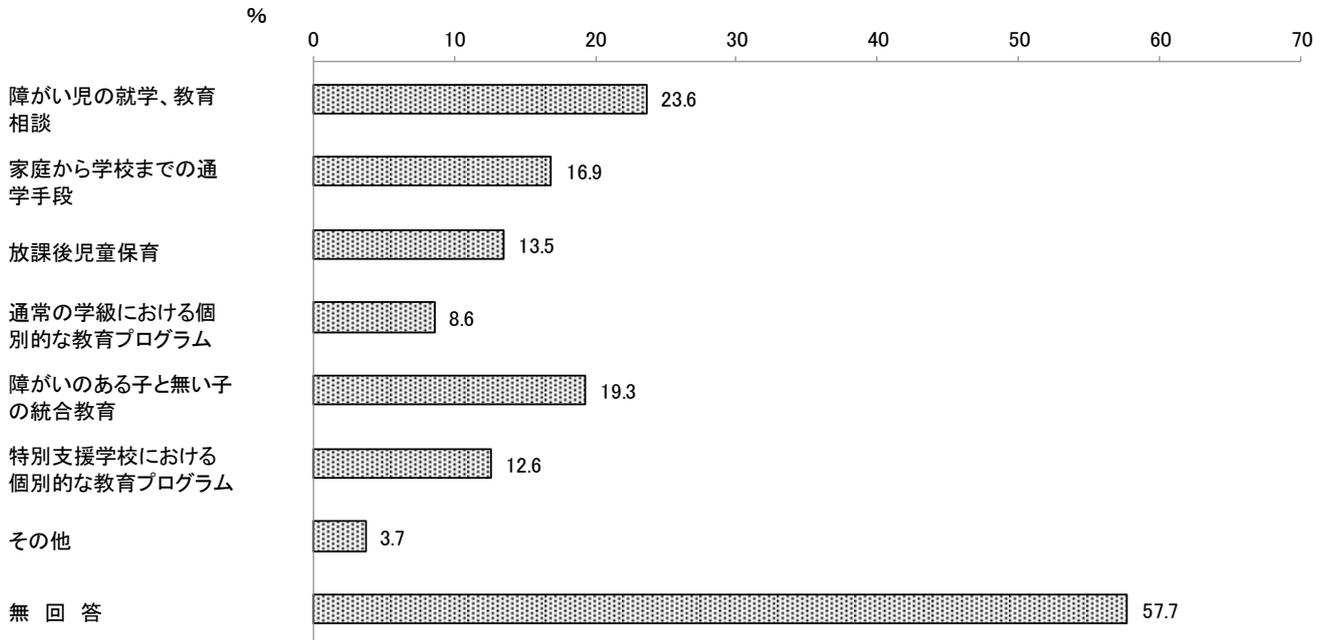


(8) 療育・教育について

① さらに充実してほしい教育施策

「障がい児の就学、教育相談」が24%と多く、次いで「障がいのある子と無い子の統合教育」が19%、「家庭から学校までの通学手段」が17%となっています。

N = 326



4. アンケート調査から見る現状と課題

(1) 住まいや暮らしの現状と課題

アンケート調査（以下、「調査」）によると、回答者の多くが家族と暮らしている実態がうかがえますが、現状の生活を継続することを望んでいます。その一方で、今後も一人で暮らしたいと思っている方や、福祉施設で暮らしたいと思っている方も割合としては少数ですが一定数いることがうかがえます。

また、地域で生活するために必要な支援としては、「経済的な負担の軽減」をはじめ、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」「在宅医療ケアなどが適切に得られること」が挙げられています。

本町では、障がいのある方が地域で生活し続けることができるよう支援を推進してきましたが、今後も必要な取組の推進が求められています。

(2) 日中の活動や就労の現状と課題

調査によると、回答者の多くは週に数回の外出をしている一方で、めったに外出しない方もいる実態がうかがえます。

また、外出する時に困ることは、公共交通機関が少ない（ない）や困った時にどうすればいいのか心配であると思っている回答が多く、これまでと同様の傾向となっています。また、外出にお金がかかることも課題としてあげられています。

就労形態は、自営業、農業などが多く、パート・アルバイト等の非常勤職員や派遣職員として就労している方の割合も多い現状ですが、正職員で他の職員と勤務条件等に違いなく就労している方も一定数見られます。

また、就労にあたっては職場の上司や同僚に障がいの理解があることや、通勤手段の確保、具合が悪くなった時に気軽に通院できることなどが必要と思っている方が多いことがうかがえます。

障がいのある方が社会の中で活動しやすく、また就労が確保されることやそのための就労環境の向上に向け、本町では啓発活動を進めていますが、今後も必要な取組の推進が求められています。

(3) 相談相手と福祉サービス情報収集の現状と課題

調査によると、回答者の相談相手の多くは家族や親せきであり、かかりつけの医師や看護師、友人・知人も相談相手として多い実態がうかがえます。一方、普段接することの多いケースワーカーやケアマネジャー、行政の相談窓口の相談相手としている方もいるものの、前者と比較すると比較的低いことがうかがえます。

また、障がいのことや福祉サービスなどに関する情報は、家族や親せき、友人・知人が多く、本や新聞、雑誌、テレビやラジオや行政機関の広報誌からも入手していることがうかがえます。

そのほか、インターネットを活用する方も見られ、情報化対応の必要性も検討する必要があるといえます。

(4) 権利擁護の現状と課題

調査によると、回答者の約半数は、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことはないと回答している一方で、あると回答する方もいる実態がうかがえます。

差別や嫌な思いをするのは、外出先、学校・仕事場、住んでいる地域が多く、日常生活を営む多くの場面で差別や嫌な思いをしていることがうかがえます。

令和3年に成立した改正障害者差別解消法において、民間事業者の「合理的配慮」の提供が法的義務となりました。調査によると、合理的配慮の提供が不十分だと思う回答者は少ないものの、障がいのある方だけでなく障がいのない方も合理的配慮の必要性を認識する必要があるといえます。

(5) 災害時の避難等緊急対応の現状と課題

調査によると、災害時に一人で避難できると回答した方は4割程度にとどまっている一方、避難できないと回答した方も3割を超える結果となっています。

そして、家族が不在の場合や一人暮らしの場合に、近所で助けてくれる人がいると回答した方は3割を下回り、わからないやいないと回答した方は6割に上っており、災害時の緊急対応に対し不安を感じる方が多いことがうかがえます。

また、火事や地震等の災害時に困ることは、避難場所の設備（トイレ等）や生活環境、投薬や治療が受けられないこと、安全なところまで、迅速に避難することができないへの回答が多くなっており、災害危険地域など被災リスクの高い地域や孤立のおそれのある地域の避難行動要支援者だけでなく、多くの障がいのある方への対応について、さらなる検討が必要となっています。

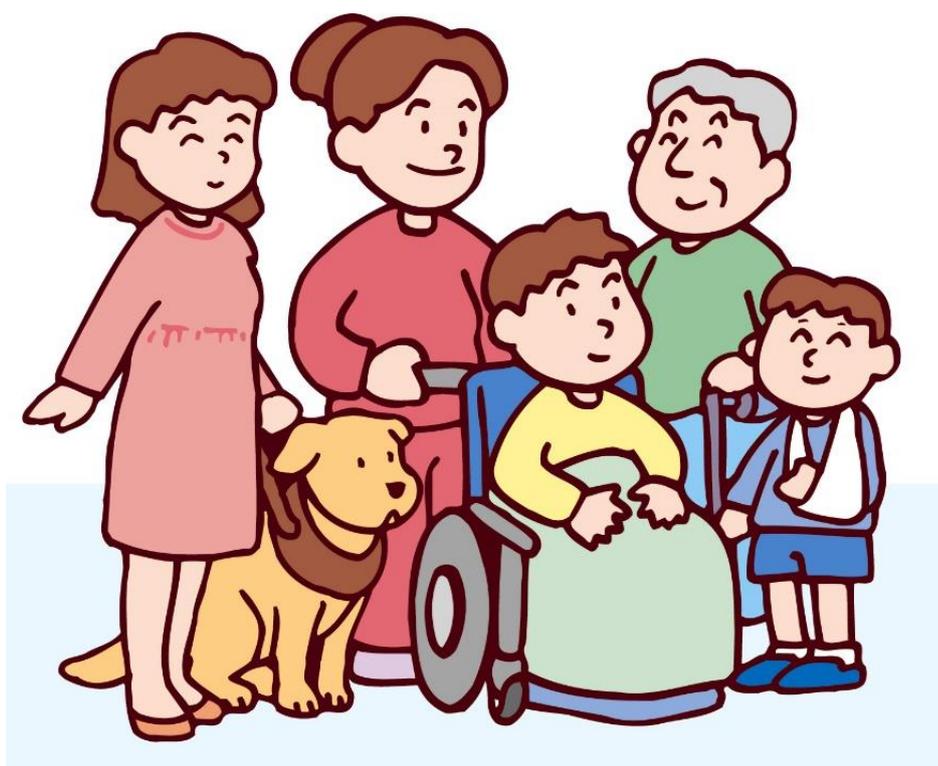
第5章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本目標

障害者基本法第1条においては、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を実現するため、「障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進する」としています。

障がいがある人もない人も、芳賀町に暮らすすべての人が等しく尊重され、地域において安心して暮らし、自分の持つ力を発揮できるまちづくりを進めるため、下記基本目標のもと施策を推進していきます。

だれもが安心して暮らせるまち



2. 計画の基本施策

本計画では、基本目標「だれもが安心して暮らせるまち」の実現に取り組むため、次の5つの基本施策を掲げました。

1 「地域で暮らすための生活支援の充実」

障がい者とその家族が地域で安心して暮らすことができるように、芳賀郡障害児者相談支援センター等の関係機関と連携しながら、障害福祉サービスの適切な利用を推進します。あわせて、適切にサービスを利用できるように、情報提供の充実を図ります。

また、障がい・介護・子育てなど複合化した問題を抱える町民への支援のため、重層的かつ総合的な相談支援を行います。

2 「保健・療育等の充実」

障がい者とその家族が健康を維持・増進できるように、疾病や障がいの早期発見、治療、療育、リハビリテーションが適切に受けられる支援体制の充実を図ります。

3 「暮らしやすいまちづくり」

障がい者とその家族が安全に生活できるように、バリアフリーに配慮したまちづくりを推進します。

また、いざという時のために障がいがある人もない人もお互いに協力し、安全な生活が送れるように、地域の協力支援体制づくりを進めます。

4 「社会参加の促進」

障がい者が特性に応じた雇用に就き、地域で安定した生活を送れるように、関係機関と連携し就労支援に取り組みます。

また、地域で行われる活動への参加や、障がいがある人が交流できる居場所づくり事業を支援します。

5 「権利擁護の推進」

町民がお互いの権利を尊重し合い、だれもが安心して地域で暮らすことができるよう、権利擁護の取り組みを推進します。

成年後見制度等の利用を促進し、障がい者の意思決定を支援します。また、障がい者差別解消法の趣旨にもとづき、障がいについての理解を深めるための啓発活動を推進します。あわせて、障がい者虐待防止の取り組みを行います。

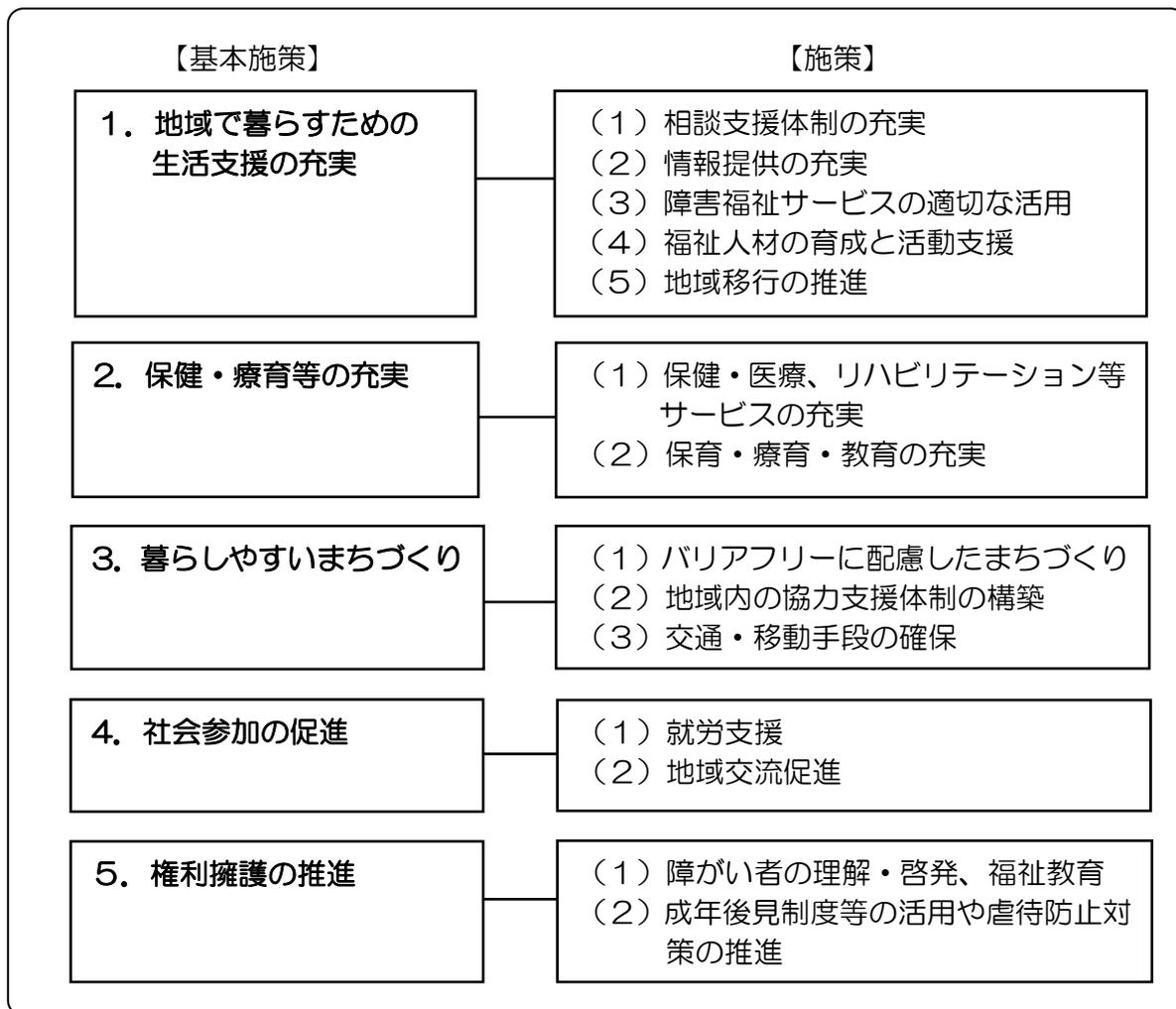
3. 施策の体系

本計画の実施にあたり、施策の体系を次のとおりとしました。

基本目標

だれもが安心して暮らせるまち

第6章 障害者計画



第7章 障害福祉サービスの量の見込みと確保方策

第7期障害福祉計画／第3期障害児福祉計画

- ・計画の具体的な目標
- ・障害福祉サービスの量の見込みと確保方策

第6章 障害者計画

1. 地域で暮らすための生活支援の充実

(1) 相談支援体制の充実

現状と課題

- 芳賀町満足度調査（令和4年度）では、相談窓口の認知度は、障がいに関する相談が28%（令和2年度：23%）、心配ごと相談が40%（令和2年度：35%）、人権相談が33%（令和2年度：28%）、心の悩み相談が33%（令和2年度：27%）、児童虐待に関する相談が31%（令和2年度：24%）となっており、いずれの窓口についても認知度が高くなっていますが、引き続きの周知が必要です。
- 障がい者の相談支援体制については、現在、益子町・茂木町・市貝町・芳賀町の4町で、芳賀郡障害児者相談支援センターを共同で運営しています。
芳賀郡障害児者相談支援センターにおいては、様々なニーズに対応した専門的な相談支援の実施や、地域内の相談支援体制強化の取組を行っています。
- 障がいのある児童のより良い発達や就学について、専門的な相談に応じる総合的な窓口の設置と支援体制を構築することが必要です。
- 令和5年度アンケート調査によると、相談窓口の認知度は、「町の総合相談窓口」(38%)、「芳賀郡障害児者相談支援センター」(12%)、「福祉相談センターきぼう」(9%)となっている一方、「知らない」が37%と、今後も相談先の周知が必要になっています。

目標

- 障がい者が安心して相談できる体制を整備するため、芳賀郡障害児者相談支援センターの機能の充実を図ります。
- 多様な障がいや問題に対応する相談窓口を整備します。

施策

① 多様な障がいや問題に対応する相談窓口の充実

身体、知的、精神の3障がいのほか、発達障がいや難病などにも対応可能な相談支援機能の充実を図っています。芳賀郡障害児者相談支援センターにて相談業務を実施し、町の障がい福祉担当窓口でも相談を受け付けています。

今後は、保健・医療・福祉・介護・子育てなどにまたがる重層的な総合相談体制の整備を図っていきます。

② 相談支援事業所の活動の充実

相談支援事業を行う相談事業所の周知を図ります。また、相談員の質と技術の向上を支援しています。

基幹相談支援センターである芳賀郡障害児者相談支援センターが、各相談支援事業所を支援しており、今後は基幹相談支援センターとしての機能を充実させていきます。

③ 相談窓口の周知

広報はが、芳賀チャンネル、町のホームページなどで各種相談窓口の周知を図るほか、関係機関にパンフレットを配置するなど、広く多様な方法で周知を行っています。

また、相談者にパンフレットを配布するなど今後も情報提供の充実を図り、必要な支援が必要な人に届くようにします。

④ 窓口の利便性の向上

役場窓口に筆談用の電子メモパッドを配置するなど、障がい者を含むすべての町民の窓口における利便性向上に努めています。

⑤ ピアカウンセリング、セルフヘルプの充実

関係機関と連携し、障がいのある方やその家族同士などが、対等な立場で語り合い、きめ細かなサポートを行うピアカウンセリング（※）及びセルフヘルプ（※）の実施を検討しています。

※「ピアカウンセリング」とは、同じような障がいを持つ当事者同士が適応上の問題を理解し、解決できるよう、お互いに援助するカウンセリングです。

※「セルフヘルプ」とは、心や生活習慣に問題を持つ人たちが、自らの手で心身を管理して悩みを解決し、悪い習慣から立ち直ることを目的として結成する集団（セルフヘルプグループ）活動です。

⑥ 身体障害者巡回相談の周知

栃木県障害者総合相談所と連携し、身体に障がいのある方が、身体障害者手帳や補装具等に関する相談を町内で受けることができる体制を確保しています。広報等により周知を行うとともに、相談窓口において必要と思われる方には個別に案内します。

(2) 情報提供の充実

現状と課題

- 芳賀町満足度調査（令和4年度）では、情報の入手方法について、「広報はが」が79%と一番多く、それから「行政区内の回覧」、「芳賀チャンネル」が同じ39%と続いています。「広報はが」による行政情報取得の割合が圧倒的に高い一方で、「町ホームページ」からの情報取得も31%となっています。
- 「行政機関の広報誌」は町民にとって、情報を取得するうえで最も信頼される媒体であり、障がい福祉に関する制度の周知に適していると考えられます。内容や記事のボリュームを検討し、障がいの有無に関わらず、分かりやすい情報伝達を行うことが必要です。
- 「町ホームページ」や「芳賀チャンネル」は、「広報はが」に比べて最新の情報を提供しやすい特徴があります。制度に関連する新しい情報を掲載するなど、素早い情報提供を行うとともに、情報取得の手段の多様化にも対応する必要があります。
- 令和5年度アンケート調査によると、情報の入手先について、「家族や親せき、友人・知人」が38%と最も多く、次いで「本や新聞、雑誌、テレビやラジオ」、「行政機関の広報誌」が33%と同じ割合で続いています。この3項目からの取得の割合が高くなっていますが、「かかりつけの医師や看護師」や「インターネット」及び「サービス事業所の人や施設職員」からの取得の割合も高くなっています。

目標

- 障がい者への福祉サービスや制度などの情報について、広報はが、町ホームページ、芳賀チャンネル、健康カレンダー、パンフレット及び個別通知などにより、より分かりやすくタイムリーな提供に努めます。

施策

① 広報はがや芳賀チャンネル、ホームページ等での情報提供

障がい福祉に関する情報や障がい者の活動などを広報はがや芳賀チャンネル・ホームページ等を用いて周知し、障がいに関する理解の醸成を図っています。また、障がい福祉に関する手続きなどの情報も提供しています。

② 情報のバリアフリー化

障がい特性に応じた情報提供の方法を関係機関とともに検討します。また必要に応じて、個別通知を実施します。

③ 手話通訳者の派遣

講演会等における手話通訳者の派遣を、利用者のニーズに応じ、栃木県社会福祉協議会と連携して必要に応じ実施しています。

④ 緊急時の情報提供体制の充実

芳賀チャンネル、防災行政無線、メール配信サービスなどを通じ、緊急時の情報を提供しています。

地域や障がい特性に応じた個別計画の策定とともに、支え合い活動対象者名簿（※）を関係機関と情報共有し、要援護者の安全確保に努めています。

※地域での支え合い活動を円滑に行うため、「芳賀町地域の支え合い活動推進条例」（平成30年3月制定）に基づき、あらかじめ見守りの対象となる人（要支援者）の名簿を作成し、自治会や関係機関に提供しています。

⑤ 点字図書資料の充実

芳賀町総合情報館において、点字図書の閲覧や貸出し等を行っています。

(3) 障害福祉サービスの適切な活用

現状と課題

- 本町ではこれまで、障がい者の地域生活を支えるため、関係機関と連携し、障害福祉サービスの利用を推進してきました。一方で、地域資源が限られる中、障がい者本人や保護者の高齢化など問題が多様化しており、今後ますますニーズの増加や複雑化が予想されます。
- 令和5年度アンケート調査では、平日の日中の過ごし方について、「自宅で過ごしている」が45%と多く、また、「職業訓練を受けたい」と答えた方は50%となっています。作業所への通所など、日中活動の場を提供することが必要と考えられます。
- 令和5年度アンケート調査では、障がい者が地域で生活するための支援として、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」への回答は38%となっています。障がい者が地域で生活するために、関係機関と連携し必要なサービスを確保することが求められています。

目標

- 介護給付・訓練等給付各サービスの特色を十分踏まえたうえで、対象者のアセスメントを行い、適切なサービスを利用できるよう支援していきます。

施策

① 居宅介護（ホームヘルプ）

身体介護や家事援助等のホームヘルプサービスを提供し、障がい者の地域生活を支援しています。今後も関係機関と連携しつつ適切な利用に繋がります。

② グループホーム

施設入所者や精神科病院長期入院患者の地域移行を推進するために、今後ますます重要になるサービスです。障がい者本人や家族の意向を尊重したうえで、関係機関と連携しつつ適切な利用に繋がります。

③ 短期入所

町内に事業所がないことから、町外の事業所とも連携を密にし、利用できる環境を整えていきます。また、県東圏域内に事業所を有する法人と契約し、緊急時にショートステイを利用できる体制を整備しています。

今後も、対象者の把握に努め、サービス利用に繋がっていきます。各事業所との連携を密にし、緊急時のショートステイなど事業の充実を図ります。

④ 就労移行支援

事業所と連携を密にし、利用者が必要な訓練を行い、一般企業へ就職できるよう支援しています。県東圏域には現在は2事業所のみとなっており、利用者数も減少傾向にあります。

対象者を把握し、適切なサービス利用に繋がります。また、事業所の確保に努めます。

⑤ 就労継続支援A型・B型

近年利用者が増加しつつあり、令和5年度アンケート調査の結果を踏まえても、潜在的なニーズは大きいと思われまます。

対象者の把握に努め、適切なサービス利用に繋がります。

⑥ 相談支援事業

障がい者や家族などの相談に対する支援体制の充実を図るため、芳賀郡障害児者相談支援センターで月1回のケースミーティングなどを通し、連携を密にしながら、相談支援体制の充実強化に努めています。

⑦ 補装具の給付

身体機能を補完しつつ長期間にわたり継続して使用するものであるため、交付又はその修理を行う際は、適切な情報提供を行うなど、利用者に適した補装具の支給に努めるとともに、補装具支給後のフォローを行います。

⑧ 日常生活用具の給付

障がい者や障がい児に対して、介護・訓練給付支援用具等の日常生活用具を給付しています。日常生活上の困難を改善するとともに、自立支援・社会参加を図るために用具を給付し、福祉の増進に努めます。

また、対象者の把握に努め、ニーズに合わせた給付が行えるよう事業内容の見直しを行っています。

⑨ 地域活動支援センター事業

現在、町内には地域活動支援センター「ほっとCHA」があり、創作的活動の機会を提供するとともに社会参加及び交流の促進を図り、障がい者の自立に向けた取組を推進しています。

運営している法人と連携し、事業の充実に努めます。

⑩ 日中一時支援事業

障がい者の日中の活動の場を提供し、家族の就労支援及び介護の一時的な休息や負担の軽減を図っています。

⑪ 訪問入浴サービス

在宅の身体障がい者等で、自ら入浴するのに支障が有り、ホームヘルプサービス等の他の施設を利用した入浴が困難である方について、訪問入浴サービスを提供しています。

(4) 福祉人材の育成と活動支援

現状と課題

- 高齢化に伴い障がい者数も増加するなか、ボランティア活動や専門的な人材の育成が障がい者の地域生活を支える基盤として重要となっています。そのため、実際に活動している団体や組織との連携を深め、あらゆる機会を通じて、ボランティア活動の活性化と福祉人材の育成に力を入れていくことが必要です。
- 障がいを持つ人同士が交流する機会の創出に向けて、障がい者団体と協議していくことが必要です。
- 平成28年度から芳賀町社会福祉協議会に「ボランティアセンターはが」が設置されています。登録ボランティアは、令和5年度では実人数452人となっており、会員の高齢化と人材不足が課題となっています。今後は必要とされるボランティア活動とのマッチングなどといったコーディネート機能の充実が必要です。
- 芳賀町満足度調査（令和4年度）では、「1年間の地域活動やボランティア活動に参加したことがある」と答えた方は31%となっており、令和2年度調査の28%から増加しています。

目標

- 自治会等、地域自治組織や地域ボランティアなどが主体になった多様なコミュニティ活動の展開を支援することで、誰もが住み慣れた地域でお互いに支え合いながら安心して暮らせる、心の通った地域社会の形成を目指します。
- 地域におけるボランティア活動の推進やボランティアの育成を図ります。
- 障がい者福祉に携わる団体や、支援に関わる福祉関係者の研修を実施し、資質の向上を図るとともに、町民による積極的な活動を支援します。
- ボランティアセンターでは、ボランティアに対するニーズへのコーディネート機能を強化し、地域の中でお互いに支え合う体制づくりに努めます。

施策

① ボランティアの育成と活動支援

芳賀町社会福祉協議会に設置されている「ボランティアセンターはが」と連携し、ボランティアに関する情報提供や相談、活動の支援を行います。

② 介助者の養成

県が行っている現任者研修（車イス介助、視覚障がい者誘導、精神障がい者への対応法など）、公開講座及び手話講習会、要約筆記養成講座などの情報提供に努め、本町における福祉人材の育成を支援しています。今後はさらに情報提供に努め、福祉人材の育成を推進します。

③ 当事者団体・自主グループへの支援

会員数が減少している当事者団体の活動の活性化に努めるとともに、町民による自主グループ活動を支援しています。会員の高齢化が進んでいるため、団体維持のための支援を続けていきます。

④ 地域内でのボランティアによる生活支援の充実

障害福祉サービス等では対応できない生活上のちょっとした困りごとに対応すべく、新たな仕組みを検討します。新たな仕組みにはボランティアの力を取り入れていきます。

(5) 地域移行の推進

現状と課題

- 障がいの有無や程度に関わらず、だれもが安心して地域で暮らす権利を有しています。その中で、施設入所者や精神科病院長期入院患者の地域移行が課題となっています。
- 精神科病院の長期入院患者の地域移行については、これまで自立支援協議会において協議しており、医療機関などの関係機関との連携のもと、より一層取組を進める必要があります。

目標

- グループホームや地域移行・地域定着支援の利用を推進し、施設入所者、精神科病院長期入院患者の地域移行を進めます。
- 精神障がい者を地域で支えるため、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

施策

① グループホーム（再掲）

施設入所者や精神科病院長期入院患者の地域移行を推進するために、今後ますます重要になるサービスです。障がい者本人や家族の意向を尊重したうえで、関係機関と連携しつつ適切な利用に繋がります。

② 施設入所支援

施設入所者の自立を促進し、地域生活への移行を推進しています。入所施設から退所して地域に移行した方については、令和2年度に1名の実績がありましたが、令和3年度から令和5年度においては実績がありませんでした。

③ 地域移行・地域定着

現在、利用実績はありませんが、障がい者の地域移行を推進するため、制度の周知を図るとともに、適切な利用に繋がります。

④ 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

自立支援協議会等の協議の場を通して地域課題を共有し、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

2. 保健・療育等の充実

(1) 保健・医療、リハビリテーション等サービスの充実

現状と課題

- 疾病の予防・早期発見・治療促進と健全育成のため乳幼児健診・相談を実施しています。また、助産師・保健師による新生児訪問指導や育児相談も随時実施しています。乳幼児健診は高い受診率を保持していますが、わずかに未受診児もあり、安否確認や保育状況把握を徹底しています。
- 障がいや難病、発達課題等の専門医療機関が少ないため、受診には本人や家族の負担が大きいことが課題です。

目標

- 乳幼児健診相談は全数受診と、乳幼児の安全と健康状況確認を目指し、健全育児のための早期相談支援体制構築が必要です。保護者への相談支援は、必要な方にタイムリーに提供できることが重要です。保健師等の個別支援と専門機関の情報提供ができるよう、保健師の専門知識や相談支援技術向上に努めます。
- 障がい者（児）が医療機関を適切に受診できるよう支援する体制の整備が必要です。
- こども家庭センターを設置し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的で包括的な支援を行います。

施策

① 乳幼児健診・相談

4か月・10か月・1歳6か月・2歳6か月・3歳児健診、6か月相談の受診を勧めます。未受診の場合、育児環境や健康状態などの全数把握に努めます。

② 発達や育児の相談支援

妊娠期の出生前診断等における相談支援や出産・育児期における発達や育児の相談支援、5才児のびのび発達相談を保健師等が中心に実施しています。

③ 訪問診療・訪問看護リハビリテーション

主治医による訪問診療、医師の指示による訪問看護、専門機関によるリハビリテーションが受けられるよう情報提供と利用促進支援を図っています。窓口での個別相談時に情報を提供、周知し必要な方が利用できるよう努めていきます。

④ 救急医療

救急・休日当番医による医療体制の整備を町及び郡医師会と連携し、継続していきます。

⑤ 精神医療

町外の専門医療機関の情報提供と受診支援を行っています。関係機関と連携し、適切な受診支援を行います。

(2) 保育・療育・教育の充実

現状と課題

- 乳幼児健診相談から発達等に課題のある児童については、ことばの教室による個別指導が受けられます（令和4年度40人実施）。保育園、幼稚園や特別支援学校においても発達促進の指導や障がい児保育を提供しています。しかし、必要な方がすべて利用できる状況ではありません。保護者支援を含めた個別支援体制の構築が重要です。
- 発達障がいなどで、他の児童と同じように教育を受けることが難しい児童には、特別支援学校や特別支援学級等での教育等の配慮による支援を行っています。幼児期との連携が重要なため、こども支援委員会により情報の共有と支援体制の継続を図っています。発達や小児心理の専門家が少なく専門的指導を十分受けられないことが課題です。
- 障がい児の通所支援事業が整備され、放課後等デイサービス利用者が増加しています。支援のニーズは高く、適切にサービスを提供する必要があります。
- 就学に際して困ることのないよう、障がいに気付いていない本人や保護者に対して、障がい児の就学に関する必要な情報を伝える仕組みが必要です。

目標

- 発達に課題のある児童に対することばの教室や保育園、幼稚園では発達促進の専門的スキルを向上させる必要があります。担当者の研修体制を充実します。また幼児期と学童期の支援の連携は必須であり、教育委員会部局との連携を強化し、こども支援委員会の役割の内容充実を図る必要があります。発達や心理の専門家の協力が得られるような体制構築を図ります。
- 障がいのある幼児の保護者が保育園への入園を希望した場合、集団での生活を通じて幼児の理解・向上が図られるものについては、受入れの促進と相談体制の充実に努めます。
- 発達に障がいのある児童の早期療育が促進されるよう、保護者への更なる情報提供に努めます。
- 障がい児の通所支援事業について、サービスの特色を十分踏まえたうえで、対象者のアセスメントを行い、適切なサービスを選択できるよう支援していきます。

施策

① ことばの教室

発達に心配のある幼児への個別訓練・指導及び保護者への支援を行います。個別指導により、幼児の本来持つ発達の基礎となる成長を促すとともに、保護者の幼児への適切な関りを促します。

② 障がい児保育事業

障がい児を持つ保護者の子育てを支援するため、心身に軽度の障がいを有し集団生活が可能で児童の保育を行います。

③ 学童保育における障がい児支援

発達等に課題のある児童や障がい児に可能な範囲で個別支援を行い、本人が過ごしやすい環境を整備します。

④ 就園就学相談

教育委員会による就学相談、子育て支援課による就園相談を実施しています。また、こども支援委員会により情報共有を進め、児童の支援継続に寄与しています。さらに、臨床心理士による園及び小学校への巡回相談を実施し、児童の支援を行っています。

⑤ 特別支援学級

特別支援学級及び通級指導教室において、特別な配慮が必要な児童・生徒に対する、きめ細やかな支援を推進しています。障がい特性に合わせたクラス編成を行い、学習の場を提供しています。

⑥ 小中学校における福祉教育の推進

幼少期から、障がいや障がい者に対する理解の心を育むため、芳賀町内の小・中学校での福祉出前講座や、車椅子や盲導犬の体験学習等を実施しています。学校教育において積極的に学習の機会を設けていきます。

⑦ 障害児通所支援

放課後等デイサービス、児童発達支援事業所が増え、障がい児の療育支援が充実してきました。今後、適切に早期療育を行えるよう、関係機関と連携し、サービス利用促進に取り組みます。

3. 暮らしやすいまちづくり

(1) バリアフリーに配慮したまちづくり

現状と課題

- 障がい者が住み慣れた地域や自宅で、快適に安全に暮らすためには、それぞれの障がいに適した住環境の整備を図ることが必要です。
- 障がいがある人もない人も使いやすい施設整備が必要です。
- 様々な障がいの特性に配慮した窓口対応が必要です。
- 障がい者が安心して暮らしていくため、福祉分野のみならず、都市基盤、地域の理解など、住民生活に関わるあらゆる分野が連携して取り組むことが必要です。

目標

- 障がい者の特性によるニーズに対応しつつ、すべての人にとって利用しやすいバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進します。
- 障がい福祉施策は複雑化しているため、窓口での手続等での分かりやすい案内や、コミュニケーションの手段を充実するなど、ソフト面でのバリアフリー化を図ります。
- 公共施設のバリアフリー化を徐々に進めていきます。

施策

① 公共施設のバリアフリー化

障がいがある人もない人も使いやすい施設を整備するため、バリアフリー化を徐々に進めます。

② 障がい者の通行に配慮した道路整備の推進

歩道における十分な幅員の確保、段差の解消など、障がい者の通行に配慮した道路整備を推進しています。

③ 障害者住宅改修費補助事業

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の身体障がい者等が、段差の解消など住宅の一部を改造する際の補助事業を行っています。今後は利用の促進のため、制度の周知等を行います。

④ 窓口の利便性の向上（再掲）

役場窓口で筆談用の電子メモパッドを配置するなど、障がい者を含むすべての市民の窓口における利便性向上に努めています。

⑤ 情報のバリアフリー化（再掲）

障がい特性に応じた情報提供の方法を関係機関とともに検討します。また必要に応じて、個別通知を実施します。

(2) 地域内の協力支援体制の構築

現状と課題

- 障がい者については緊急時、災害時の連絡や避難が困難であると予測されることから、地域において災害時に助け合うため、避難行動要支援者台帳を整備しています。希望者の情報については自治会や民生委員に提供し、地域における見守りに活用しています。
- 令和5年度アンケート調査では、災害時に困ることについては「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が45%、「投薬や治療が受けられない」が43%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が36%となっており、地域での助け合いがいかに防災上重要かが分かります。

目標

- 「芳賀町地域の支え合い活動推進条例」に基づき、避難行動要支援者を日頃から地域で見守り、災害時には迅速な避難行動がとれる体制の強化を図ります。
避難行動要支援者名簿に基づく、個別避難計画の作成や障がい特性に応じた避難場所の整備を図ります。

施策

① 避難行動要支援者台帳の活用

避難行動要支援者台帳の定期的な加除・修正及び台帳への登録意思の確認を毎年度実施しています。「芳賀町地域の支え合い活動推進条例」により、関係機関と情報を共有し、災害時に適切な支援が実施できる体制づくりを推進しています。
また、個別避難計画の作成や、障がい特性に応じた避難場所の整備を図ります。

② 避難行動要支援者に対する支援体制の確立

「芳賀町地域の支え合い活動推進条例」に基づき、地域の実情に合わせ、日常における避難行動や安全確保のためのマニュアル作成、地域での見守り活動などの体制を整備しています。
避難行動要支援者名簿を自治会や民生委員等に提供し、地域での見守り活動を実施しています。

③ 地域の見守り体制の推進

平常時から見守り体制を構築することで、非常時の支援に対して備えるとともに、地域内での孤立の防止を図っています。

④ 災害時のボランティア受け入れ体制の確立

災害時の障がい者への支援について、芳賀町社会福祉協議会が開設する災害ボランティアセンターと連携し、ボランティアの受け入れからコーディネートなど迅速な対応が図れるようにしていきます。
芳賀町社会福祉協議会では令和元年度にマニュアルを作成し、令和2年度から定期的に運営訓練を実施しています。今後、スタッフの育成に力を入れていきます。

⑤ 緊急時の情報提供体制の充実

防災行政無線、芳賀チャンネル、地域の見守り支援者などを通じ、情報を提供しています。視覚障がい者や聴覚障がい者に情報を提供するため、どのような工夫ができるか検討します。

(3) 交通・移動手段の確保

現状と課題

- 芳賀町は、公共交通機関が少なく、自力での移動手段を持たない障がい者にとっては、家族に頼る部分が多いのが現状です。
- 令和5年度アンケート調査では、外出するとき困ることについて「公共交通機関が少ない(ない)」が31%と最も多くなっています。
- 移動支援事業等の利用促進を図り、障がい者が気兼ねなく安心して外出できる環境づくりに取り組むことが必要です。

目標

- 障がい者の移動を支援するため、福祉タクシー事業の拡充やデマンド交通、移動支援事業等を活用し、障がい者が地域社会へ積極的に参加していくための移動支援体制の充実に努めます。

施策

① 福祉タクシー事業

町内に住所を有する自動車運転免許を所有していない満65歳以上の高齢者と、一定の障がいがある方や要介護認定を受けた方を対象にタクシー利用券を交付しています。通院などのためにタクシーを利用する場合、その費用の一部を助成します。地域の公共交通の実情にあった運用を図り、制度を周知して事業の利用を促進します。

これまで地域や社会の情勢を見ながら事業内容を拡充してきました。今後も事業内容について検討します。

② 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者などを対象に、外出のための支援を行い、自立した生活や社会参加を促進しています。移動支援の形態としては個別支援型、グループ支援型があり、利用者の状況に応じた柔軟な体制で取り組んでいます。制度の周知を図るとともに、サービス提供事業所と連携し、利用を促進します。

③ 通院等介助

病院等への通院のための移動介助や屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続き、移動等の介助を行っています。

県東圏域に事業所が少なく、サービスを利用しにくいのが現状です。サービス提供事業所と調整しながら、利用を促進します。

④ 同行援護事業

視覚障がい者の移動の支援や視覚的情報の支援を提供する同行援護は現在、県東圏域に1事業所しかありません。ガイドヘルパーの養成も含め、サービス提供体制の確保について今後検討します。

⑤ デマンド交通の運行

日常生活における買い物や通院など、町民の移動を支援するデマンド交通については、利用者の利便性向上のための運行サービスの見直しなどを検討します。

⑥ おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業

障がい者用の駐車スペースを必要とする障がい者に、県が実施する「おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業」の利用を促進し、駐車スペースの確保・運用を図っています。

事業の周知と利用促進に努め、芳賀町内の公共施設についても、おもいやり駐車スペースの確保に努めます。

⑦ 社会参加促進事業（身体障害者用自動車改造費助成事業）

身体障がい者の就労活動及び日常生活緩和を支援するため、身体障がい者の所有する自動車を自らの運転に対応するように改造することを目的に助成しています。

障がい者の方の移動手段の確保のため、制度を周知し、事業の利用を促進します。

4. 社会参加の促進

(1) 就労支援

現状と課題

- 障がい者の一般企業への就労は依然厳しく、厚生労働省栃木労働局による令和2年度の障がい者雇用状況は、雇用障がい者数は4,847.0人（令和元年度4,539.5人）、実雇用率2.18%（同2.07%）となり、全国平均（2.15%）を上回っています（全国33位）。また、法定雇用率（※民間企業2.2%）達成企業割合は57.4%（同56.3%）となっており、全国平均（48.6%）を上回っています（全国20位）。
- 令和5年度アンケート調査では、今後、収入を得る「仕事をしたい」が44%となっています。また、障がい者の就労支援として必要なことは、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が36%、「通勤手段の確保」が33%、「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」が32%となっています。
- 就労支援サービスの利用提供を継続しながら、一般企業への移行に繋ぐ支援が必要です。

目標

- 県やハローワークとの連携を進め、ジョブコーチ制度等の情報提供を行います。
- 就労移行支援等の就労支援サービスの利用促進を図ります。また、就労支援サービス事業所等の福祉施設から、一般就労への移行を図ります。

施策

① ハローワークの就労相談

県と連携し、相談者にハローワークの情報を提供しています。今後もハローワークの出張相談の積極的な実施など、連携を強化していきます。

② 障がい者雇用拡大

県東圏域における自立支援協議会において、障がい者雇用拡大に向けた取組を進めており、今後も企業へのアプローチ方法などを検討し、障がい者雇用拡大を図っていきます。

③ ジョブコーチ制度普及啓発

県と連携しジョブコーチ制度（※）の利用促進を図っています。ジョブコーチまで繋がるのが少ないのが現状であるため、制度を周知し必要な方が利用できるよう工夫していきます。

※「ジョブコーチ制度」とは、職場適応援助者（ジョブコーチ）が一定期間事業所などを訪問、もしくは社内に在籍することにより障がい者が職場に適応し、いずれは事業主が主体となって障がい者の雇用管理ができる体制（ナチュラルサポート）にスムーズに移行していくことを目指す制度です。

④ 就労支援サービス

事業を周知し、就労支援サービスの利用促進に努めていきます。また、利用者が減少している就労移行支援事業について、利用の促進を図ります。

(2) 地域交流促進

現状と課題

- 障がいを理由に、社会参画や外出機会を失っている人もおり、障がいがある人もない人も一緒に参加できる地域の居場所の必要性が高まっています。本町においても居場所づくり事業について、地域・関係機関と連携し推進する必要があります。
- 障がい者が参加しやすい地域活動やスポーツ活動が求められています。
- 芳賀町社会福祉協議会が開催する、スポーツ交流会などは、多くの障がい者が参加しています。健常者の方も参加していますが、参加者が固定化しており、新規の参加者の確保が必要となっています。
- 障がい者の中には、介助や特別な配慮が必要な場合もあり、地域の行事などでは参加を促進する対策を実施するまでには至っていないこともあります。

目標

- 関係機関と連携し、イベント等への障がい者の参加を支援します。
- 参加する人も運営する人も楽しむことができる、居場所づくり事業を推進します。

施策

① イベントへの参加支援

芳賀町社会福祉協議会と連携し、栃木県障害者スポーツ大会への参加を支援しています。引き続き芳賀町社会福祉協議会と連携し、障がい者の参加を支援します。また、身体障害者福祉会等のイベント開催や参加周知を支援します。

② 公共施設のバリアフリー化（再掲）

障がいがある人もない人も使いやすい施設を整備するため、段差の解消などバリアフリー化を進めます。

③ 地域の居場所づくり事業の推進

参加する人も運営する人も楽しむことができる、地域の居場所づくりについて関係する団体などと協力連携し本人の会や家族会など居場所の拡充を図ります。何らかの障がいがあり、地域から引きこもりがちな人を対象に居場所事業である「あすなるカフェ」や「やすらぎカフェ」を継続して実施します。

5. 権利擁護の推進

(1) 障がい者の理解・啓発、福祉教育

現状と課題

- 町民がお互いの権利を尊重し合い、だれもが安心して地域で暮らすことができるよう、権利擁護の取組を推進する必要があります。
- 令和5年度アンケート調査によると、回答者の50%は、障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことは「ない」と回答している一方で、障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)方は33%と、令和2年度調査の34%よりも若干減少していますが、依然高い割合となっています。場所としては「外出先」が46%と最も高く、次いで、「学校・仕事場」が39%と続いており、日常生活を営む多くの場面で差別や嫌な思いをしていることがうかがえます。
- 平成28年4月から障害者差別解消法が施行され、障がい者に対する差別の解消及び合理的配慮が求められています。

令和3年に成立した改正障害者差別解消法において、民間事業者の「合理的配慮」の提供が法的義務となりましたが、令和5年度アンケート調査によると合理的配慮について知っていると答えた方は回答者のうち6%にとどまりました。障がいのある方だけでなく障がいのない方も含め、町民全体が合理的配慮の必要性を認識する必要があるといえます。
- 芳賀町社会福祉協議会などの関係機関や障がい者団体と協力し、障がいに対する理解を深めるような福祉教育の実施について、検討していく必要があります。

目標

- 障害者差別解消法に規定される、障がいを理由とした差別の解消及び合理的な配慮について啓発を行い、住民の理解を深めます。障がいのある人もない人もすべての人が平等な生活ができる地域社会を目指し、障がい者の人権や人格が尊重され、安心して暮らせるまちづくりを推進するとともに、障がいに対する誤解や偏見をなくすため、障がいに関する正しい知識の普及と理解の促進のため、普及啓発活動を行います。
- 子どもの頃から地域福祉活動への参加や福祉施設との交流を通じて、障がい者への理解を深めます。

施策

① 障がい者に対する差別の解消及び合理的配慮に対する啓発

障がい者差別の解消や合理的配慮について、広報活動や講演等を通じた啓発活動を行います。

② 障がい特性に対する理解促進

広報誌や芳賀チャンネルなどの媒体で、障がい福祉に関する制度案内や各種事業の紹介など、障がいに対する理解を深める情報を提供していきます。

また、芳賀チャンネルにおいて、福祉教育番組「ふくしの部屋」を放送し、福祉に関する情報を発信していきます。

③ イベントへの参加支援（再掲）

芳賀町社会福祉協議会と連携し、栃木県障害者スポーツ大会への参加を支援しています。引き続き芳賀町社会福祉協議会と連携し、障がい者の参加を支援します。また、身体障害者福祉会等のイベント開催や参加周知を支援します。

④ 「障害者週間」の充実

芳賀町社会福祉協議会と連携し、ポスターの掲示やイベント等を通じて、障がい者に対する理解促進を図っていきます。

⑤ 地域における福祉教育等の推進

障がいに対する理解の心を育むため、関係機関と連携して、地域における「障がい者福祉」や「災害時対策」などについての講座の開催や、学習会を実施していきます。

⑥ 小中学校における福祉教育の推進（再掲）

幼少期から、障がいや障がい者に対する理解の心を育むため、芳賀町内の小・中学校での福祉出前講座や、車椅子や盲導犬の体験学習等を実施しています。学校教育において積極的に学習の機会を設けていきます。

（２）成年後見制度等の活用や虐待防止対策の推進

現状と課題

- 障がい者本人や家族の高齢化に伴い、成年後見制度を含めた権利擁護の取組の推進が課題となっています。
- 障がい者に対する虐待は障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者虐待を防止する取組は大変重要です。本町においても、障がい者虐待防止の取組を推進する必要があります。
- 成年後見制度について、令和５年度アンケート調査では、「名前は知っているが、内容がわからない」と答えた方は35%、次いで「名前も内容も知らない」と答えた方が32%、「名前も内容も知っている」と答えた方は15%となっています。さらに、芳賀町権利擁護センターを「知っている」と答えた方の割合は回答者の4%となっており、成年後見制度及び芳賀町権利擁護センターについて一層の周知が必要です。

目標

- 成年後見制度の利用や障がい者虐待の防止について、より充実した支援体制の整備を図ります。
- 芳賀町権利擁護センター及び成年後見制度の周知が必要です。次回計画策定時のアンケートにて芳賀町権利擁護センターを「知っている」と答えた方を4%から10%にすることを目標とします。また、成年後見制度の「名前も内容も知っている」と答えた方を、15%から20%にすることを目標とします。

施策

① 虐待防止対策の推進

障がい者の虐待防止のため、知識の普及啓発、相談窓口の案内等を行っています。また、相談があった場合や事例を把握した場合は関係機関と協力して対応していきます。

さらに、民生委員や町内の駐在所とも協力して対応できるよう、ケース会議等を活用しながら情報共有を図っています。今後も同様に活動を継続していきます。

② 成年後見制度利用支援事業の推進

成年後見制度とは、判断能力が不十分な方を法律面や生活面で保護・支援する制度です。特に権利擁護の観点から支援が必要と判断した場合に、地域において尊厳のある生活を維持していけるよう成年後見制度の利用を図ります。

成年後見制度利用支援事業を活用した後見人等の報酬への助成、申立てに要する費用への助成等については、町が継続して実施します。相談については、権利擁護センターを中心に、町と連携して実施します。

③ 消費者被害の防止

障がい者や高齢者が被害者となりやすい消費者被害等について、防止するために普及啓発を行います。また、不審な電話等について住民の方から相談があった場合は、芳賀地区消費生活センターを紹介するほか、総務課地域安全係に情報提供し、住民全体に注意を呼び掛けます。

④ 社会福祉協議会との連携

芳賀町社会福祉協議会に芳賀町権利擁護センターの業務を委託しています。成年後見制度の利用促進のための広報、普及活動について、町と社会福祉協議会が協力して実施します。さらに、成年後見制度を必要とする町民が円滑に利用できるよう、連携して相談事業を実施します。

社会福祉協議会で実施する「日常生活自立支援事業（あすてらす）」との連携を図りながら、障がい者が住み慣れた場所で生活し続けられるよう支援します。

第7章 障害福祉サービスの量の見込みと確保方策

1. 計画の具体的な目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- | | |
|---|--|
| ① | 令和4年度末時点の施設入所者の6%以上を、令和8年度末までに地域生活へ移行する。 |
| ② | 令和4年度末時点での施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。 |

【第6期の実績と第7期の目標】

		目標	実績
第6期	地域生活移行者数	2人	0人
	令和5年度末の施設入所者数	18人	19人
第7期	地域生活移行者数	1人	/
	令和8年度末の施設入所者数	18人	

※1：地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、一般住宅へ移行した者の数とします。

※2：重度者（障害支援区分5及び6）の割合が高く、入所者全体の約8割に及ぶことと、これまでの実績から急激な地域移行は見込めないことを勘案し、目標を設定しました。

※3：令和4年度末の施設入所者数 18人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

※以下は県の取組事項

- | | |
|---|--|
| ① | 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上とする。 |
| ② | 令和8年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び、令和8年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を目標値として算定する。 |
| ③ | 精神病床からの早期退院率を令和8年度において以下の目標値とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・入院後3カ月時点での退院率 68.9%以上 ・入院後6カ月時点での退院率 84.5%以上 ・入院後1年時点での退院率 91%以上 |

【第6期の実績と第7期の目標】

① 協議の場の開催

		目標	実績
第6期	芳賀地区自立支援協議会における保健・医療・福祉関係者等による協議の場の開催	年1回以上	年1回以上
第7期	芳賀地区自立支援協議会における保健・医療・福祉関係者等による協議の開催	年1回以上	

② 精神障がい者の地域移行支援等の利用促進

		目標	実績
第6期	令和5年度末の精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人	0人
	令和5年度末の精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人	0人
	令和5年度末の精神障がい者の共同生活援助の利用者数	14人	17人
	令和5年度末の精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人	0人
第7期	令和8年度末の精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人	
	令和8年度末の精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人	
	令和8年度末の精神障がい者の共同生活援助の利用者数	20人	
	令和8年度末の精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人	
	令和8年度末の精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数【新規】	1人	

(3) 福祉施設から一般就労への移行等【一部新規】

【国の基本指針】

<p>① 令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。 また、就労移行支援事業、就労継続支援A型・B型事業に係る移行者数を ・就労移行支援事業は、令和3年度の移行実績の1.31倍以上 ・就労継続支援A型事業は、令和3年度の移行実績の1.29倍以上 ・就労継続支援B型事業は、令和3年度の移行実績の1.28倍以上 <p>② 就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。【新規】</p> <p>③ 就労定着支援事業の利用者数を令和3年度の実績の1.41倍以上とする。</p> <p>④ 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所を令和8年度末までに、全体の25%以上とする。</p> <p>※以下は県の取組事項</p> <p>⑤ 都道府県において、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進める。【新規】</p>
--

【第6期の実績と第7期の目標】

① 福祉施設から一般就労への移行

		目標	実績
第6期	令和5年度中の一般就労移行者数	4人	0人
	うち就労移行支援事業利用者数	2人	0人
	うち就労継続支援A型利用者数	1人	0人
	うち就労継続支援B型利用者数	1人	0人
第7期	令和8年度中の一般就労移行者数	4人	/
	うち就労移行支援事業利用者数	1人	
	うち就労継続支援A型利用者数	2人	
	うち就労継続支援B型利用者数	1人	

※令和3年度中の福祉施設から一般就労への移行実績 0人

② 就労移行支援事業所から一般就労への移行【新規】

		目標
第7期	就労移行支援事業利用終了者に占める、一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	全体の5割以上

③ 就労定着支援事業

		目標	実績
第6期	令和5年度中の就労定着支援事業の利用者数	1人	1人
第7期	令和8年度中の就労定着支援事業の利用者数	2人	/

※令和3年度中の就労定着支援事業利用者数 1人

④ 就労定着支援事業の就労定着率

		目標	実績
第6期	令和5年度末の就労定着支援事業所数	1事業所	0事業所
	うち就労定着率が80%以上の事業所数	1事業所	0事業所
第7期	令和8年度末の就労定着支援事業所数	1事業所	/
	うち就労定着率が7割以上の事業所数	1事業所	

(4) 地域生活支援拠点等の整備【一部新規】

【国の基本指針】

- ① 令和8年度末までに、各市町村に地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。
- ② 令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。【新規】

【第6期の実績と第7期の目標】

① 地域生活支援拠点等の整備

		目標	実績
第6期	拠点事業所等の数	4事業所	4事業所
	自立支援協議会を通じた、機能充実に向けた検証及び検討の実施	年1回以上	年1回以上
第7期	拠点事業所等の数	4事業所	/
	自立支援協議会を通じた、機能充実に向けた検証及び検討の実施	年1回以上	
	コーディネーターの配置【新規】	3人	

② 強度行動障害者の支援【新規】

		目標
第7期	強度行動障害を有する障がい者の支援ニーズの把握及び支援体制の整備	有

(5) 障害児支援の提供体制の整備等【一部新規】

【国の基本指針】

<p>① 児童発達支援センターの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までに、少なくとも1か所以上設置 <p>② 保育所等訪問支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までに、地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築 <p>③ 主に重症心身障害児のサービス事業所の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保 <p>④ 医療的ケア児支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置 令和8年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置 <p>※以下は県の取組事項</p> <p>⑥ 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までに、都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保 <p>⑦ 医療的ケア児支援【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までに、都道府県において、医療的ケア児支援センターを設置 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置 <p>⑧ 令和8年度末までに、都道府県において、障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置【新規】</p>
--

【第6期の実績と第7期の目標】

① 児童発達支援センターの設置

		目標	実績
第6期	県東圏域での設置を検討	1か所	1か所
第7期	県東圏域における児童発達支援センター数	1か所	

② 保育所等訪問支援の充実

		目標	実績
第6期	県東圏域での設置を検討	1か所	1か所
第7期	県東圏域における保育所等訪問支援事業所数	1か所	

③ 主に重症心身障がい児のサービス事業所の確保

・児童発達支援事業所

		目標	実績
第6期	県東圏域での設置を検討	1か所	1か所
第7期	県東圏域における重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	1か所	

・放課後等デイサービス事業所

		目標	実績
第6期	県東圏域での設置を検討	1か所	1か所
第7期	県東圏域における重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	1か所	

④ 医療的ケア児支援

・関係機関の協議の場

		目標	実績
第6期	県東圏域での協議の場の設置	有	有
第7期	県東圏域での協議の場における協議回数	年1回以上	

・医療的ケア児等コーディネーターを配置

		目標	実績
第6期	医療的ケア児等コーディネーターの配置	有	有
第7期	医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	2人	

⑤ 発達障害者等に対する支援

		目標	実績
第6期	令和5年度末のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	1人	0人
	令和5年度末のペアレントメンターの人数	1人	0人
	令和5年度末のピアサポートの活動への参加人数	1人	0人
第7期	令和8年度末のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	1人	/
	令和8年度末のペアレントメンターの人数	1人	
	令和8年度末のピアサポートの活動への参加人数	1人	

(6) 相談支援体制の充実・強化等【一部新規】

【国の基本指針】

- ① 令和8年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化等を実施する体制を確保（基幹相談支援センター等で実施）
 - ・総合的・専門的な相談支援
 - ・地域の相談支援体制の強化
 - ・関係機関等の連携の緊密化
- ② 地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うとともに、取組を行うために必要な協議会の体制を確保【新規】

【第6期の実績と第7期の目標】

① 総合的・専門的な相談支援

		目標	実績
第6期	基幹相談支援センターを中心とした、総合的・専門的な相談支援体制	有	有
第7期	基幹相談支援センターを中心とした、総合的・専門的な相談支援体制	有	/

② 地域の相談支援体制の強化

		目標	実績
第6期	相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	1件	135件
	相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	7件
	相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回	5回
第7期	相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	140件	/
	相談支援事業者の人材育成の支援件数	7件	
	相談機関との連携強化の取組の実施回数	5回	

③ 個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善【新規】

		目標
第7期	協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、取組のために必要な協議会の体制を強化する。	有

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築

- ① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
- ② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析及びその結果の共有
- ③ 指導監査結果の関係市町村との共有

【第6期の実績と第7期の目標】

① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

		目標	実績
第6期	県が実施する障害福祉サービスに係る研修への職員参加人数	1人	1人
第7期	県が実施する障害福祉サービスに係る研修への職員参加人数	1人	

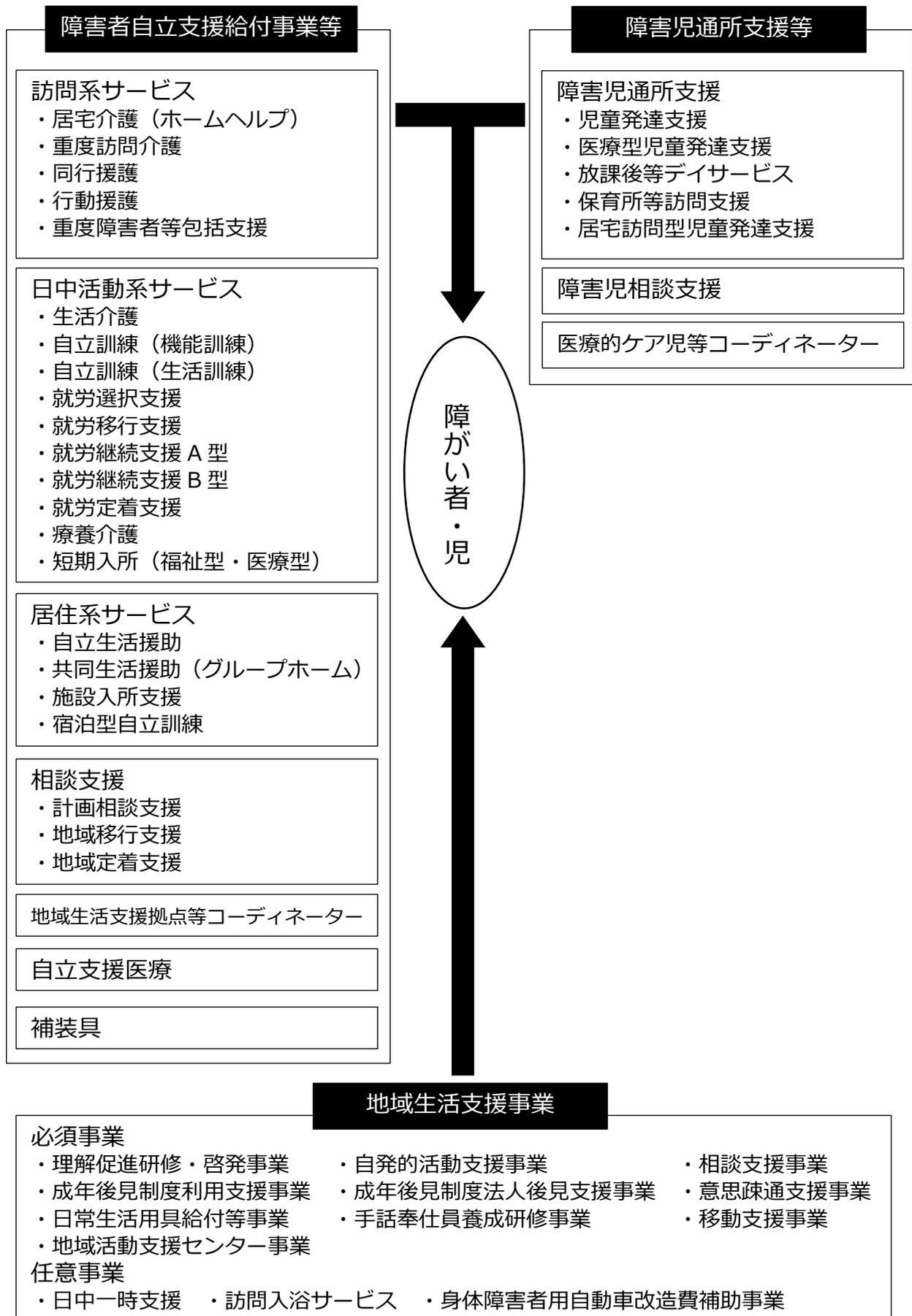
② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

		目標	実績
第6期	事業所や関係自治体等と共有する体制	有	無
	分析結果を活用・共有する会議等の回数	1回	0回
第7期	事業所や関係自治体等と共有する体制	有	
	分析結果を活用・共有する会議等の回数	1回	

③ 指導監査結果の関係市町村との共有

		目標	実績
第6期	事業所や関係自治体等と共有する体制	有	無
	監査結果を活用・共有する会議等の回数	1回	0回
第7期	事業所や関係自治体等と共有する体制	有	
	監査結果を活用・共有する会議等の回数	1回	

2. 障害福祉サービス等の体系



3. 障害者自立支援給付事業

障がい者等を支援するサービスとして、訪問系サービスの居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、日中活動系サービスの生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所、居住系サービスの自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援、宿泊型自立訓練等があります。これらのサービスは、障害支援区分が認定されることによって給付が受けられる介護給付、障害支援区分に関わらずサービス内容に適合すれば給付が受けられる訓練等給付に分けられ、さらに自立支援医療と補装具費の支給等があります。

また、サービスの利用等において計画的な支援を必要とする障がい者を対象に、相談支援を行います。

（1）訪問系サービス

在宅生活を支援するサービスとして、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

【サービスの内容】

サービス名	内容
居宅介護 （ホームヘルプ）	自宅にヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、通院などの移動介護を行うサービスです。
重度訪問介護	常時介護を必要とする重度の肢体不自由障がい者を対象に、自宅等にヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、外出時の移動介護などを総合的に行います。日常的に同サービスを利用する重度の障がい者の支援のため、入院中の医療機関においても利用者の状態等を熟知しているヘルパーを引き続き利用し、利用者のニーズを的確に医療従事者へ伝達する等の支援も行うことができるように、訪問先が医療機関にまで拡大されています。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者を対象に、外出時において、当該障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護など外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）、排泄・食事の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいによって常に介助を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

【サービス量の見込み】

① 訪問系サービス

(利用者数：人／月、サービス量：時間／月)

第6期の 見込み・実績	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
居宅介護	24人	18人	26人	16人	28人	17人
重度訪問介護	550時間	274時間	590時間	235時間	630時間	216時間
同行援護						
行動援護						
重度障害者等包括 支援						
第7期の見込み	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
居宅介護	17人		17人		18人	
	221時間		221時間		234時間	
重度訪問介護	0人		0人		0人	
	0時間		0時間		0時間	
同行援護	0人		0人		0人	
	0時間		0時間		0時間	
行動援護	0人		0人		0人	
	0時間		0時間		0時間	
重度障害者等包括 支援	0人		0人		0人	
	0時間		0時間		0時間	

○ 見込みと確保

サービス見込量については、令和3年度から令和5年度の利用実績や近隣の事業所数、アンケート等により聴取した利用者のニーズなどを踏まえて、増加傾向で算出しました。

今後も、必要なサービス提供体制を確保し、利用者の希望に即したサービス提供を図ります。

(2) 日中活動系サービス

日中活動を支援するサービスとして、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所があります。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

【サービスの内容】

サービス名	内容
①生活介護	常に介護を必要とする方に、主に日中、障がい者支援施設などで食事や入浴、排泄などの介護や生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
②自立訓練（機能訓練）	地域生活を営むうえで必要となる身体機能・生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間（18か月以内）行います。
③自立訓練（生活訓練）	地域生活を営むうえで必要となる生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間（24か月以内）行います。
④就労選択支援	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
⑤就労移行支援	一定期間（24か月以内）、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
⑥就労継続支援（A型）	雇用契約に基づいた就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
⑦就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者等に、生産活動その他の活動機会の提供や、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
⑧就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した方に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を一定期間（36か月以内）行います。
⑨療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、病院などの施設で医学的管理の下に、食事や入浴、排泄などの介護や日常生活上の相談支援、機能訓練などを行います。
⑩短期入所	介護者が病気などの理由で一時的に介護ができない場合、施設への短期間の入所が必要な障がい児者に、施設に宿泊して入浴や排泄、食事の介護など日常生活上の支援を行います。

【サービス量の見込み】

① 生活介護

(利用者数：人／月、サービス量：人日／月)

第6期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	39人	32人	41人	37人	43人	38人
760人日	641人日	790人日	737人日	820人日	767人日	
第7期の見込み	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
	40人		41人		42人	
	800人日		820人日		840人日	

○ 見込みと確保

サービス見込量については、令和3年度から令和5年度までの利用実績や近隣の事業所数、アンケート等により聴取した利用者のニーズなどを踏まえて、増加傾向で算出しました。

今後も必要なサービス提供体制を確保し、利用者の希望に即したサービス提供を図ります。

② 自立訓練（機能訓練）

(利用者数：人／月、サービス量：人日／月)

第6期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	1人	0人	1人	0人	1人	0人
20人日	0人日	20人日	0人日	20人日	0人日	
第7期の見込み	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
	0人		0人		0人	
	0人日		0人日		0人日	

○ 見込みと確保

直近の3年間で利用の実績はありませんでした。

今後は利用者のニーズや事業所の動向などを把握しながら、サービス提供体制を検討します。

③ 自立訓練（生活訓練）

（利用者数：人／月、サービス量：人日／月）

第6期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	1人	0人	1人	0人	1人	0人
20人日	0人日	20人日	0人日	20人日	0人日	
第7期の見込み	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
	0人		0人		1人	
	0人日		0人日		15人日	

○ 見込みと確保

これまでの利用実績はありませんが、国の基本指針における施設入所者や精神科病院長期入院患者の地域移行の目標を踏まえ、サービス見込量は増加傾向で見込みました。

障がい者の地域生活への移行を促進するため、利用者の意向を十分把握したうえで、関係機関と連携し、サービスの提供を図ります。

④ 就労選択支援

（利用者数：人／月）

第7期の見込み	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
		2人	2人

○ 見込みと確保

令和6年度の制度改正で新設されるサービスであり、これまでの利用実績はありません。利用者のニーズや事業所の動向などを把握しながら、必要なサービスの提供を図ります。

⑤ 就労移行支援

（利用者数：人／月、サービス量：人日／月）

第6期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	1人	0人	1人	0人	1人	1人
38人日	0人日	38人日	0人日	38人日	4人日	
第7期の見込み	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
	1人		1人		1人	
	15人日		15人日		15人日	

○ 見込みと確保

サービス見込量については、利用実績を踏まえるとともに、2年間の利用期間の限度が規定されているサービスであることから、新規利用と支給終了の両方を見込んだうえで算出しました。今後もサービスを持続的に提供できるように、利用者のニーズや事業者の動向等を把握しながらサービス提供体制の確保を図り、就労移行支援事業の利用を促進します。

⑥ 就労継続支援（A型）

(利用者数：人/月、サービス量：人日/月)

第6期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	5人	6人	5人	7人	5人	5人
90人日	104人日	90人日	127人日	90人日	93人日	
第7期の見込み	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
	6人		7人		8人	
	118人日		137人日		157人日	

○ 見込みと確保

サービス見込量については、令和3年度から令和5年度までの利用実績や近隣の事業所数、アンケート等により聴取した利用者のニーズなどを踏まえて、増加傾向で見込みました。

今後も必要なサービス提供体制を確保し、利用者の希望に即したサービス提供を図ります。

⑦ 就労継続支援（B型）

(利用者数：人/月、サービス量：人日/月)

第6期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	43人	42人	44人	38人	45人	46人
800人日	793人日	820人日	693人日	840人日	794人日	
第7期の見込み	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
	48人		50人		52人	
	816人日		850人日		884人日	

○ 見込みと確保

サービス見込量については、令和3年度から令和5年度までの利用実績や近隣の事業所数、アンケート等により聴取した利用者のニーズなどを踏まえて、増加傾向で算出しました。

今後も必要なサービス提供体制を確保し、利用者の希望に即したサービス提供を図ります。

⑧ 就労定着支援

(利用者数：人/月)

第6期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	1人	1人	1人	1人	1人	1人
第7期の見込み	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
	1人		1人		1人	

○ 見込みと確保

サービス見込み量については、令和3年度から令和5年度までの利用実績や近隣の事業所数、アンケート等により聴取した利用者のニーズなどを踏まえて、同数での推移で見込みました。

今後も必要なサービス提供体制を確保し、利用者の希望に即したサービス提供を図ります。

⑨ 療養介護

(利用者数：人/月)

第6期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	6人	6人	6人	6人	6人	6人
第7期の見込み	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
	6人		6人		6人	

○ 見込みと確保

サービス見込量については、令和3年度から令和5年度までの利用実績や近隣の事業所数、医療的ケアが継続的に必要なサービスであることなどを踏まえて、同数での推移で見込みました。

今後も必要なサービスを持続的に提供できるように、利用者のニーズの把握に努め、医療機関等の関係機関との連携を図ります。

⑩ 短期入所（福祉型・医療型）

（利用者数：人／月、サービス量：人日／月）

第6期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	5人	4人	6人	4人	7人	4人
65人日	55人日	70人日	65人日	75人日	79人日	
第7期の見込み	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
	5人		6人		7人	
	85人日		95人日		105人日	

○ 見込みと確保

サービス見込量については、令和3年度から令和5年度までの利用実績や近隣の事業所数、アンケート等により聴取した利用者のニーズなどを踏まえて、増加傾向で算出しました。

今後も必要なサービス提供体制を確保し、利用者の希望に即したサービス提供を図ります。

(3) 居住系サービス

居住の場を支援するサービスとして、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援、宿泊型自立訓練があります。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

【サービスの内容】

サービス名	内容
①自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する方を対象に、一定の期間（12か月以内）にわたり、利用者の居宅への定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な助言や関係機関との連絡調整を行います。
②共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排泄又は食事の介護、その他日常生活上の援助を行います。
③施設入所支援	夜間に介護が必要な方や自立訓練・就労移行支援等を利用している障がい者で単身の生活が困難な方、通所が困難な方に夜間の居住の場を提供し、日常生活上の支援を行います。
④宿泊型自立訓練	知的障がい者又は精神障がい者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
⑤地域生活支援拠点 等コーディネーター	地域生活の緊急時対応や地域移行のための体験の機会・場の提供など、必要な支援を受けることができるように、コーディネーターを配置します。

【サービス量の見込み】

① 自立生活援助

(利用者数：人/月)

第6期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	1人	0人	1人	0人	1人	0人
第7期の見込み	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
	0人		0人		1人	

○ 見込みと確保

これまでの利用実績はありませんが、国の基本指針における施設入所者や精神科病院長期入院患者の地域移行の目標を踏まえ、サービス見込量は増加傾向で見込みました。

障がい者の地域生活への移行を促進するため、利用者の意向を十分把握したうえで、関係機関と連携し、サービスの提供を図ります。

② 共同生活援助（グループホーム）

(利用者数：人/月)

第6期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	25人	23人	27人	26人	29人	30人
第7期の見込み	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
	33人		36人		39人	

○ 見込みと確保

サービス見込量については、利用実績を踏まえるとともに、今後、入院中の精神障がい者や施設入所者の地域生活への移行のための取組がさらに推進され、グループホームの必要性が高まることが予想されるため、増加傾向で見込みました。

障がい者の地域生活への移行を促進するため、利用者の意向を十分把握したうえで、関係機関と連携し、サービスの提供を図ります。

③ 施設入所支援

(利用者数：人/月)

第6期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	19人	17人	19人	18人	18人	18人
第7期の見込み	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
	19人		19人		18人	

○ 見込みと確保

サービス見込量については、国の基本指針における地域生活への移行促進と施設入所者数削減の目標を踏まえ、減少傾向で見込みました。

施設入所支援については、多くの利用者が町外施設を利用している現状を踏まえ、関係機関と連携しながら、適切なサービスの提供を図ります。

④ 宿泊型自立訓練

(利用者数：人/月)

第6期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	1人	0人	1人	0人	1人	0人
第7期の見込み	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
	0人		0人		0人	

○ 見込みと確保

サービスを提供する事業所が少なく、これまで利用実績がないサービスです。

今後は利用者のニーズや事業所の動向などを把握しながら、サービスの提供体制を検討します。

⑤ 地域生活支援拠点等コーディネーター配置

(配置人数)

第7期の見込み	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	3人	3人	3人

○ 見込みと確保

地域生活の緊急時対応や地域移行のための体験の機会・場の提供など、必要な支援を受けることができるように、コーディネーターを配置します。特に、芳賀郡障害児者相談支援センター等の地域の中心的な相談機関において、コーディネーターの確保を図ります。

(4) 相談支援

計画的な支援を必要とする障がい者を対象に、相談支援を行います。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

【サービスの内容】

サービス名	内容
①計画相談支援	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者を対象に、サービス等利用計画案の作成、定期的なモニタリング、サービス事業者等との連絡調整を行います。
②地域移行支援	障がい者支援施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者を対象に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などを行います。
③地域定着支援	居宅において単身で生活する障がい者を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態に相談などの対応を行います。

【サービス量の見込み】

① 計画相談支援

(利用者数：人/月)

第6期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	93人	22人	94人	24人	95人	23人
第7期の見込み	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
	25人		27人		29人	

○ 見込みと確保

サービス見込量については、ほとんどの障害福祉サービス利用者が計画相談支援を利用することから、サービスの利用者数の見込みをもとに、増加傾向で見込みました。

障害福祉サービスの利用者には、計画的な支援を提供するため、関係機関と連携し、必要なサービスの確保と充実を図ります。

② 地域移行支援

(利用者数：人／月)

第 6 期の 見込み・実績値	令和 3 年度 (2021 年度)		令和 4 年度 (2022 年度)		令和 5 年度 (2023 年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人
第 7 期の見込み	令和 6 年度 (2024 年度)		令和 7 年度 (2025 年度)		令和 8 年度 (2026 年度)	
	0 人		0 人		1 人	

○ 見込みと確保

これまでの利用実績はありませんが、国の基本指針における施設入所者や精神科病院長期入院患者の地域移行の目標を踏まえ、サービス見込量は増加傾向で見込みました。

障がい者の地域生活への移行を促進するため、利用者の意向を十分把握したうえで、関係機関と連携し、サービスの提供を図ります。

③ 地域定着支援

(利用者数：人／月)

第 6 期の 見込み・実績値	令和 3 年度 (2021 年度)		令和 4 年度 (2022 年度)		令和 5 年度 (2023 年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人
第 7 期の見込み	令和 6 年度 (2024 年度)		令和 7 年度 (2025 年度)		令和 8 年度 (2026 年度)	
	0 人		0 人		1 人	

○ 見込みと確保

これまでの利用実績はありませんが、国の基本指針における施設入所者や精神科病院長期入院患者の地域移行の目標を踏まえ、サービス見込量は増加傾向で見込みました。

障がい者の地域生活への移行を促進するため、利用者の意向を十分把握したうえで、関係機関と連携し、サービスの提供を図ります。

(5) 自立支援医療

自立支援医療制度は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担を軽減する公費負担医療制度で、更生医療・育成医療・精神通院医療の3種類があります。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

※精神通院医療については栃木県が実施。

【サービスの内容】

サービス名	内容
①更生医療	身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18歳以上)
②育成医療	身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18歳未満)
③精神通院医療	統合失調症等の精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者

【サービス量の見込み】

① 更生医療

(利用者数：件/月)

第6期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	-件	94件	-件	85件	-件	81件
第7期の見込み	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
	81件		81件		82件	

○ 見込みと確保

近年受給者の死去等により利用件数は減少傾向にあります。今後のサービス見込量については、近年の実績や潜在的なニーズ等を勘案し、同数から増加傾向で見込みました。

医療機関等の関係機関と連携し、必要なサービスの提供を図ります。

② 育成医療

(利用者数：件/月)

第6期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	-件	1件	-件	1件	-件	0件
第7期の見込み	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
	1件		1件		1件	

○ 見込みと確保

長期間利用することが少ないサービスであり、受給者はほぼ横ばいとなっています。今後のサービス見込量については、近年の実績や潜在的なニーズ等を勘案し、実績と同数で見込みました。

医療機関等の関係機関と連携し、必要なサービスの提供を図ります。

(6) 補装具費支給

障がいのある方が日常生活において必要な移動や動作等を確保するために、身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替する用具について、購入または修理に要した費用(基準額)から所得に応じた自己負担額を差し引いた額を補装具費として支給します。

① 購入

(件/年)

第6期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
視覚障害	-件	0件	-件	2件	-件	1件
聴覚障害	-件	10件	-件	14件	-件	8件
肢体不自由	-件	10件	-件	8件	-件	9件
第7期の見込み	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
視覚障害		2件		2件		2件
聴覚障害		9件		9件		9件
肢体不自由		9件		9件		9件

② 修理

(件/年)

第6期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
視覚障害	-件	0件	-件	0件	-件	0件
聴覚障害	-件	2件	-件	0件	-件	6件
肢体不自由	-件	3件	-件	4件	-件	5件
第7期の見込み	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
視覚障害		1件		1件		1件
聴覚障害		3件		3件		3件
肢体不自由		2件		2件		2件

○ 見込みと確保

サービス見込量については、実績等を勘案し、同数程度の推移で見込みました。

医療機関や補装具業者等と連携し、必要なサービスの提供を図ります。

4. 地域生活支援事業

障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援するために、地域生活支援事業を実施します。

地域生活支援事業には、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業等の「必須事業」と、市町村が任意に行うことができる「任意事業」があります。

(1) 必須事業

地域生活支援事業の必須事業には、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業等があります。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

【サービスの内容】

サービス名	内容
①理解促進研修・啓発事業	障がい者福祉に関する関係法令等の理解促進活動及び障がい者等に対する差別や偏見が生じないよう町民等の意識の高揚を図る啓発活動を行います。
②自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。
③相談支援事業	障がいのある人の自立した日常生活、社会生活を営むことを目的に福祉サービスの利用援助、権利擁護のために必要な援助を行います。
④成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービス利用の観点から、成年後見制度の利用が必要と認められる障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、その障がい者の権利擁護を図ります。
⑤意思疎通支援事業	聴覚障がいや言語障がい、音声機能その他の障がいのため、意思の疎通が困難な障がい者に対して手話通訳者、要約筆記者を派遣します。
⑥日常生活用具給付等事業	障がい者等が日常生活に必要な以下の用具の給付を行います。
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などを支援する用具
在宅療養等支援用具	酸素ボンベ運搬車や電気式たん吸引器、盲人用音声式体温計など在宅療養を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置など情報収集や情報伝達、意思疎通などを支援する用具
排泄管理支援用具	ストマ装具など排泄管理を支援する用具
住宅改修費	居宅生活の動作を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴う用具

サービス名	内容
⑦手話奉仕員養成 研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、日常会話を行うのに必要な手話を習得するための講習を行います。
⑧移動支援事業	屋外での移動に困難がある障がい者（児）に対し、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行います。
⑨地域活動支援センター事業	障がい者等の生産活動や創作活動・社会との交流促進等を目的に設置された施設です。 I型：精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉や地域の社会基盤との調整、地域におけるボランティアの育成、障がいに対する理解促進に関わる普及啓発などを行います。（対象者・規模：利用人員 20 名以上） II型：地域での就労が困難な在宅の障がいのある人に、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを行います。（対象者・規模：18 歳以上の障がい者・利用人員 15 名以上） III型：創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図り、地域の実情に応じた支援を行います。（対象者・規模：障がい者・利用人員 10 名以上）

【サービス量の見込み】

① 理解促進研修・啓発事業

(回/年)

第 6 期の 見込み・実績値	令和 3 年度 (2021 年度)		令和 4 年度 (2022 年度)		令和 5 年度 (2023 年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	1 回	0 回	1 回	0 回	1 回	0 回
第 7 期の見込み	令和 6 年度 (2024 年度)		令和 7 年度 (2025 年度)		令和 8 年度 (2026 年度)	
	1 回		1 回		1 回	

○ 見込みと確保

直近 3 年間においては実績がありませんでした。

今後は、障がいや障がい者についての理解を深めるための研修や啓発活動の実施を検討します。

② 自発的活動支援事業

(実施団体/年)

第6期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	2団体	2団体	2団体	2団体	2団体	2団体
第7期の見込み	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
	2団体		2団体		2団体	

○ 見込みと確保

障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を営むことができるような自発的な取組を支援します。

障がい者やその家族、地域住民が自発的に行う活動を、今後も継続して支援するとともに、関係団体等の活動のさらなる活性化を支援します。

③ 相談支援事業

(実施か所/年)

第6期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	障害者相談支援事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
地域自立支援協議会	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
第7期の見込み	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
	2か所		2か所		2か所	
障害者相談支援事業	2か所		2か所		2か所	
地域自立支援協議会	1か所		1か所		1か所	
基幹相談支援センター	1か所		1か所		1か所	

○ 見込みと確保

町内の2事業所で相談支援事業を実施しています。引き続き、事業所との連携を図り、支援の充実を図ります。また、基幹相談支援センターである芳賀郡障害児者相談支援センターにおいても相談業務を行っています。

芳賀地区自立支援協議会において、関係者が地域の課題についての情報を共有します。

④ 成年後見制度利用支援事業

(人/年)

第6期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	-人	0人	-人	0人	1人	0人
第7期の見込み	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
	0人		0人		1人	

○ 見込みと確保

成年後見制度の利用について、申立てに要する費用や後見人報酬等の全部又は一部を助成します。

現在利用者はいませんが、今後は成年後見制度による保護・援助が必要と認められる障がい者に対して、同制度の利用支援に取り組み、権利擁護の推進を図ります。

⑤ 意思疎通支援事業

(件、人/年)

第6期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	1件	0件	1件	0件	1件	0件
手話通訳者設置事業	0人	0人	0人	0人	0人	0人
第7期の見込み	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
	0件		0件		1件	
	0人		0人		0人	

○ 見込みと確保

手話通訳者及び要約筆記者派遣事業については、講演会の聴講や会議及び各種教室等への参加のために利用されています。直近の3年間で利用実績はありませんが、潜在的な利用希望者がいることも踏まえ、事業を周知し対象者の把握に努め、利用促進を図ります。

⑥ 日常生活用具給付等事業

(件/年)

第6期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
介護・訓練支援用具	1件	0件	1件	2件	1件	0件
自立生活支援用具	1件	3件	1件	3件	1件	2件
在宅療養等支援用具	0件	0件	0件	0件	0件	0件
情報・意思疎通支援用具	1件	0件	1件	0件	1件	0件
排泄管理支援用具	350件	323件	350件	294件	374件	312件
住宅改修費	1件	0件	1件	2件	1件	1件
第7期の見込み	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
介護・訓練支援用具		1件		1件		2件
自立生活支援用具		3件		3件		4件
在宅療養等支援用具		0件		0件		1件
情報・意思疎通支援用具		0件		0件		1件
排泄管理支援用具		330件		348件		366件
住宅改修費		1件		1件		2件

○ 見込みと確保

重度の障がい者等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

日常生活用具を必要とする人に適切に給付できるよう、関係機関と連携し、サービス提供体制の確保を図ります。

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

(人/年)

第6期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	-人	0人	-人	0人	1人	0人
第7期の見込み	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
		0人		0人		1人

○ 見込みと確保

直近3年間で実績はありませんでした。意思疎通支援の担い手となる人材の育成に向け関係団体と連携を図り、手話奉仕員養成研修の開催を検討します。

⑧ 移動支援事業

(実利用者数：人／年、サービス量：時間／年)

第6期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	11人	11人	11人	9人	12人	7人
710時間	587時間	710時間	673時間	880時間	301時間	
第7期の見込み	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
	8人		9人		10人	
	344時間		387時間		430時間	

○ 見込みと確保

近年利用者は減少傾向にありますが、潜在的なニーズも考慮し、増加傾向で見込みました。

今後も引き続き、社会生活上不可欠な外出の支援を円滑に行うことで、障がい者の地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進していきます。

⑨ 地域活動支援センター事業

(実施場所：か所／年、登録者数：人／年)

第6期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
15人	15人	16人	13人	17人	10人	
-か所	0か所	-か所	0か所	-か所	1か所	
-人	0人	-人	0人	-人	2人	
第7期の見込み	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
	1か所		1か所		1か所	
	11人		12人		13人	
1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	
2人	2人	2人	2人	3人	3人	

○ 見込みと確保

近年利用者は減少傾向にありますが、潜在的なニーズも考慮し、増加傾向で見込みました。

自宅で過ごすことが多い障がい者が外に出て人と交流し、仲間とともに創作活動のほか様々な活動を行うことを通じて、自分らしく日中を過ごせる場を確保します。

(2) 任意事業

地域生活支援事業の任意事業として町が取り組んでいる事業には、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業、身体障害者用自動車改造費補助事業があります。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

【サービスの内容】

サービス名	内容
①日中一時支援	在宅障がい児（者）を一時的に預かることで、日中活動の場を提供し、家族の一時的な介護負担の軽減を図ります。
②訪問入浴サービス	重度の障がいがあるため、介護事業所での入浴が困難な方に、移動入浴車による在宅での入浴サービスを行います。
③身体障害者用自動車改造費補助事業	重度身体障がい者の就労等社会復帰の促進を図るため、身体障がい者本人が所有し運転する自動車を改造する費用の一部を助成します。

【第6期の実績値】

(実利用人数：人／年)

サービス名	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
日中一時支援	8人	11人	11人
訪問入浴サービス	1人	0人	1人
身体障害者用自動車改造費補助事業	1人	0人	0人

【第7期の見込み】

(実利用人数：人／年)

サービス名	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
日中一時支援	12人	13人	14人
訪問入浴サービス	1人	1人	2人
身体障害者用自動車改造費補助事業	1人	1人	1人

5. 障害児通所支援等

障がい児等を支援するサービスとして、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援等があります。

また、サービスの利用等において計画的な支援を必要とする障がい児を対象に、相談支援を行います。

(1) 障害児通所事業

障がい児の通所等を支援するサービスとして、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援等があります。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

【サービスの内容】

サービス名	内容
①児童発達支援	障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
②医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に対し、児童発達支援及び治療を行います。
③放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行い、自立を促進します。
④保育所等訪問支援	保育所等を利用する障がい児が、集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法の指導等を行います。
⑤居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

【サービス量の見込み】

① 児童発達支援

(利用者数：人/月、サービス量：人日/月)

第2期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	3人	3人	4人	3人	6人	3人
10人日	13人日	12人日	19人日	13人日	22人日	
第3期の見込み	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
	4人		4人		5人	
	28人日		28人日		35人日	

○ 見込みと確保

サービス見込量については、令和3年度から令和5年度までの利用実績や近隣の事業所数、アンケート等により聴取した利用者のニーズなどを踏まえ、増加傾向で見込みました。

関係機関との連携を図り、支援を必要とする障がい児が適切にサービスを利用できるように、支援体制の充実を図ります。

また、保護者等が、子どもの発達や障がいの状況などに合わせてサービスを選択できるように、必要な情報を提供します。

サービス提供事業者に対しても、障がいの特性や障がい児支援の知識を有する指導員等の確保・養成を促し、サービスの充実を図ります。

② 医療型児童発達支援

(利用者数：人/月、サービス量：人日/月)

第2期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	1人	0人	1人	0人	1人	0人
10人日	0人日	10人日	0人日	10人日	0人日	
第3期の見込み	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
	0人		0人		0人	
	0人日		0人日		0人日	

○ 見込みと確保

過去3年間においては利用実績がありませんでした。

今後は利用者のニーズや事業所の動向などを把握しながら、サービス提供体制を検討します。

③ 放課後等デイサービス

(利用者数：人/月、サービス量：人日/月)

第2期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	22人	19人	22人	25人	28人	32人
290人日	292人日	290人日	380人日	350人日	456人日	
第3期の見込み	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
	36人		39人		42人	
	504人日		546人日		588人日	

○ 見込みと確保

サービス見込量については、令和3年度から令和5年度までの利用実績や近隣の事業所数、アンケート等により聴取した利用者のニーズ等を踏まえ、増加傾向で見込みました。

障がい児療育の中心的なサービスとして、関係機関との連携を図り、支援を必要とする障がい児が適切にサービスを利用できるように、支援体制の充実を図ります。

また、保護者等が、子どもの発達や障がいの状況などに合わせてサービスを選択できるように、必要な情報を提供します。

サービス提供事業者に対しても、障がいの特性や障がい児支援の知識を有する指導員等の確保・養成を促し、サービスの充実を図ります。

④ 保育所等訪問支援

(利用者数：人/月、サービス量：人日/月)

第2期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	0人	0人	0人	0人	0人	1人
0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	2人日	
第3期の見込み	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
	1人		1人		1人	
	2人日		2人日		2人日	

○ 見込みと確保

事業所が増えてきたこともあり、近年利用者の増加が見られます。

今後も必要なサービス提供体制を確保し、利用者のニーズに即したサービス提供を図ります。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

(利用者数：人/月、サービス量：人日/月)

第2期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	0人	0人	0人	0人	0人	0人
0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	
第3期の見込み	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
	0人		0人		0人	
	0人日		0人日		0人日	

○ 見込みと確保

サービスを提供する事業所が少なく、これまでの利用実績はありませんでした。今後は利用者のニーズや事業所の動向などを把握しながら、サービス提供体制を検討します。

(2) 障害児相談支援

計画的な支援を必要とする障がい児を対象に、相談支援を行います。
サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

【サービスの内容】

障害福祉サービスを申請した障がい児について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行った場合、障害児相談支援給付費を支給します。

【サービス量の見込み】

(利用者数：人/月)

第2期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	26人	5人	30人	6人	35人	7人
第3期の見込み	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
	8人		9人		10人	

○ 見込みと確保

サービス見込量については、ほとんどの障害福祉サービス利用者が計画相談支援を利用することから、サービスの利用者数の見込みをもとに、増加傾向で見込みました。

障害福祉サービス等の利用者に対し、計画的な支援を提供するために、基幹相談支援センターや相談支援事業所と連携し、必要なサービスの確保と充実を図ります。

(3) 医療的ケア児等コーディネーター配置

医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けられるように、コーディネーターを配置します。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

【サービスの内容】

医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）が増加していることから、医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けられるように、コーディネーターを配置し、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行います。

【サービス量の見込み】

(配置人数)

第2期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	1人	2人	1人	2人	1人	2人
第3期の見込み	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
	2人		2人		2人	

○ 見込みと確保

地域における医療的ケア児等の支援のため、コーディネーターの継続的な配置を図ります。特に、芳賀郡障害児者相談支援センター等の地域の中心的な相談機関において、コーディネーターの確保を図ります。

第8章 計画の推進体制

1. 計画推進の評価・見直し

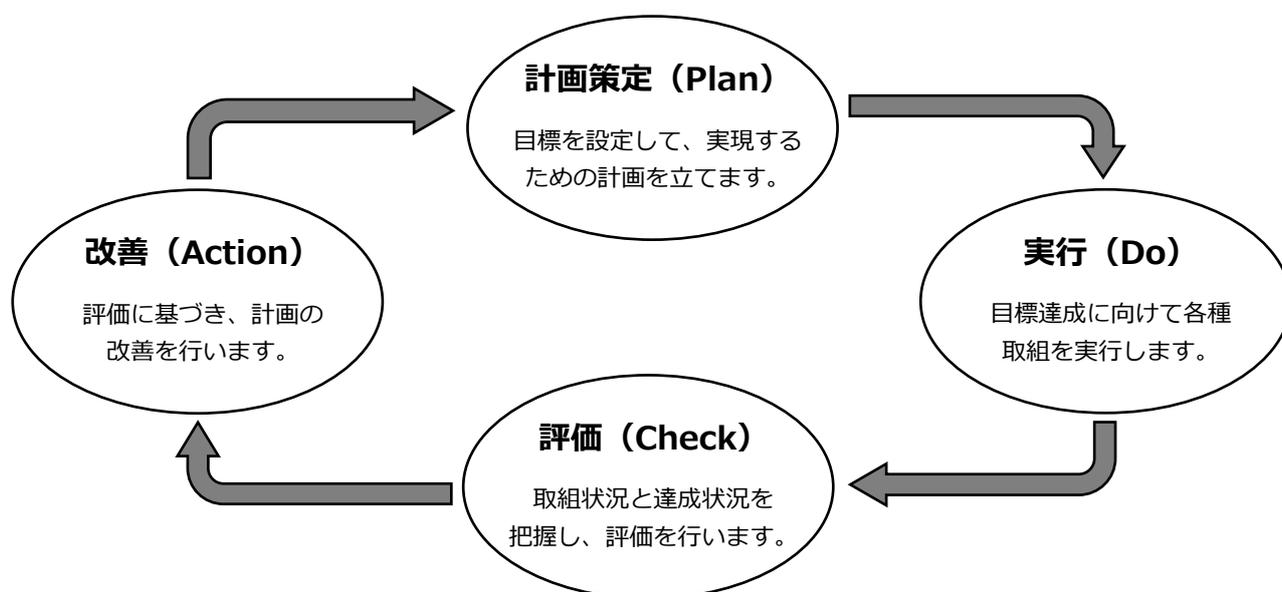
(1) 計画におけるPDCAサイクル

本計画では、基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」としています。

これらはPDCAサイクル(※)に沿って事業を実施し、少なくとも1年に1回その実績を把握し、本計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、本計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

※「PDCAサイクル」とは

様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくものとなります。



○ 障害者総合支援法（抜粋）

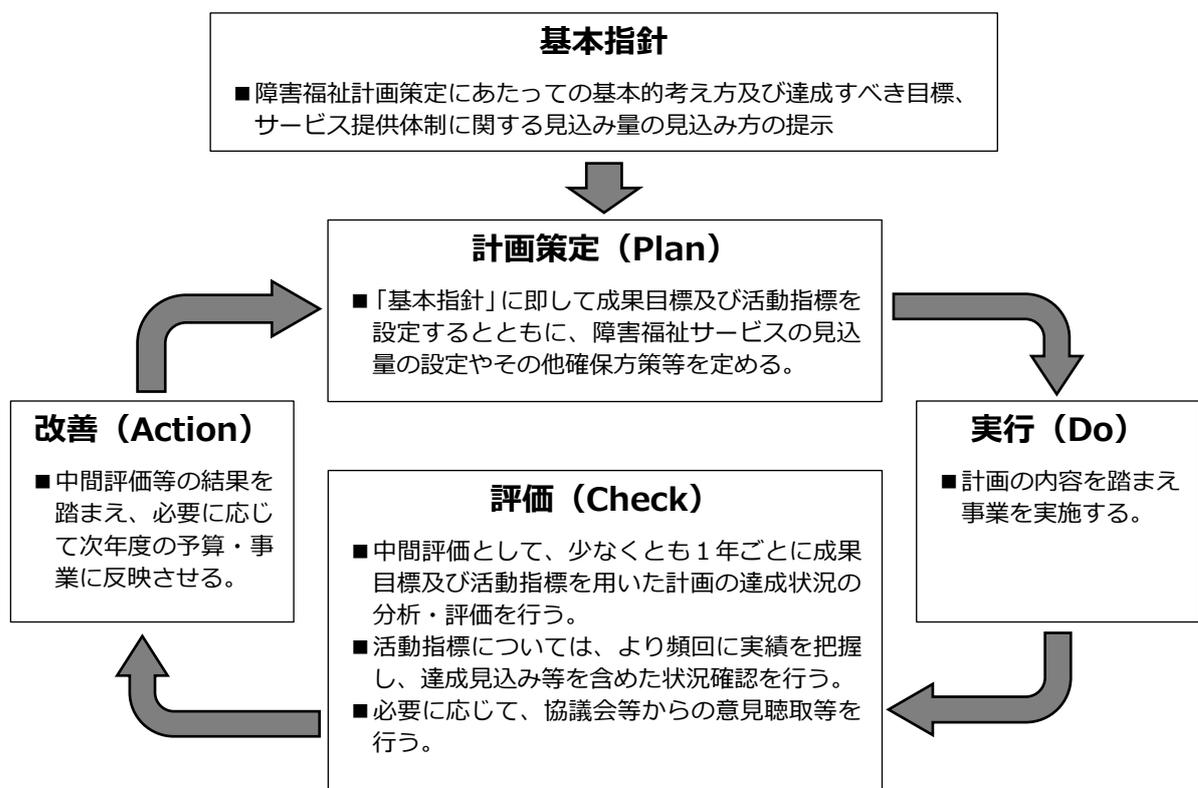
第88条の2 市町村は、定期的に、前条第2項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第3項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

(2) 点検・評価結果の反映

芳賀町障害者福祉計画策定委員会から、計画の進捗状況や、計画を推進していくための方策について意見・提案等を受け、計画の見直し等施策に反映します。

特にサービス支給量の数的目標値を設定する障害福祉計画においては、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の提供体制の整備、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保する必要があります。そのうえで、P D C Aサイクルのプロセスは、次のとおりとします。

- 少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。
- 第7期芳賀町障がい者福祉計画においては、計画作成の段階において、障害者計画の基本指針に即すとともに地域の実情に応じた目標設定をします。



2. 計画の推進体制の確保

(1) 推進体制の確保

計画の推進にあたっては、庁内や国・県の関係行政機関との連携を強化します。

また、関係機関・団体等との連絡・調整を行うとともに、町、相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者によるネットワークを活用し、計画の推進を図ります。

(2) 芳賀地区自立支援協議会との連携

本町では、真岡市、益子町、茂木町、市貝町と協同して「芳賀地区自立支援協議会」を設置しています。

自立支援協議会は、障害者相談支援事業の適切な運営及び地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場を設け事業の円滑な推進を図ることを目的とされており、本計画における障害福祉サービスによる取組を推進するにあたり、協議会からの意見・提言等を踏まえ事業を実施します。

(3) 障害福祉サービスや計画に関する情報の提供

必要とする障害福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等の情報提供に努めるとともに、計画の周知を図ります。

また、地域の住民・企業に対して、障がいに関する正しい知識の啓発に努め、障がい者理解の促進を図るとともに、共に生きる社会の実現を目指して地域の力を活用します。

(4) サービスの質の確保と経営基盤の安定化

市町村の事業である地域生活支援事業の実施にあたっては、一定の基準を設けるとともに、苦情処理体制を整備、確立するなど、質の確保を図ることにより、制度の円滑な運営に繋がります。

また、県の指定を受けた事業者についても県との連携を図り、質の確保に努めます。

なお、こうしたサービスの質の確保に加えて、障がい者等が継続的にサービスを利用できるよう、担い手である事業者の経営基盤の安定化を図る必要があることから、行政としての支援のあり方についてさらに検討を進めます。

資料

1. 芳賀町障害者計画等審議会規則

平成29年9月7日規則第28号

改正

令和2年3月26日規則第2号

芳賀町障害者計画等審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、芳賀町附属機関に関する条例（昭和51年芳賀町条例第6号）第3条の規定に基づき、芳賀町障害者計画等審議会（以下「審議会」という。）の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）の規定に基づく障害者計画の策定、検証並びに見直し及び推進に関する重要な事項
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく障害福祉計画の策定、検証並びに見直し及び推進に関する重要な事項
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく障害児福祉計画の策定、検証並びに見直し及び推進に関する重要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係機関の代表者
- (4) 利用施設の関係者
- (5) 利用者等の代表

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。

2 前条第2項第1号、第2号及び第3号の委員の任期はその職にある機関とし、第4号及び第5号の委員の任期はその要件を満たす期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。ただし、委嘱後初の会議は、町長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月26日規則第2号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2. 芳賀町障害者計画等審議会委員名簿

選任区分	団体名及び肩書等	氏名
町議会議員	芳賀町議会教育民生常任委員会 委員長	杉田 貞一郎
関係団体の代表者	芳賀町民生委員児童委員協議会 会長	江羅 和夫
関係機関の代表者	県東健康福祉センター 地域保健部健康支援課 課長	太田 由希子
	芳賀町社会福祉協議会 地域福祉係長	小林 由美子
	芳賀郡障害児者相談支援センター センター長	石崎 智
利用施設の関係者	社会福祉法人益子のぞみの里福社会 障害者支援施設 美里学園 施設長	志田 弘子
	社会福祉法人こぶしの会 第2 けやき作業所 管理者	由水 洋平
利用者等の代表	芳賀町身体障害者福社会 会長	阿久津 克美
	芳賀町手をつなぐ親の会 会長	綱川 明美

3. 芳賀町障がい者福祉計画策定経緯

年月日	内容
令和5年 7月～8月	アンケート調査の実施
令和5年11月13日	第1回 第7期芳賀町障がい者福祉計画策定委員会 ① 芳賀町障がい者福祉計画の概要について ② アンケート調査報告について ③ 策定委員会スケジュールについて
令和6年1月26日	第2回 第7期芳賀町障がい者福祉計画策定委員会 ① 芳賀町障がい者福祉計画の素案について ② パブリック・コメントの募集について ③ 今後のスケジュールについて
令和6年 2月1日から3月1日まで	パブリック・コメント実施
令和6年3月25日	第3回 第7期芳賀町障がい者福祉計画策定委員会 ① 芳賀町障がい者福祉計画案について ② 今後のスケジュールについて

第7期芳賀町障がい者福祉計画

(障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)

発行年月:令和6年3月

発行:芳賀町

編集:芳賀町 健康福祉課

所在地:〒321-3392 栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井1020番地

電話:028-677-1112

町ホームページ





芳賀町